

**平成28年度
製品安全政策に関する取組状況について**

**平成29年6月16日
経済産業省
商務流通保安G
製品安全課**

はじめに

重大製品事故報告・公表制度は、重大製品事故の情報を社会全体で共有することで、製品事故被害の再発・拡大を防止することを目的として、平成19年5月14日に創設された。

平成21年9月1日の消費者庁の創設により、重大製品事故報告の受理・公表を消費者庁が担当し、事故原因究明・再発防止策等を経済産業省が担当することになった。

本制度は、消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、その製造・輸入に係る消費生活用製品に重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）の発生を知ったときは、10日以内に当該製品の「名称」、「型式」、「事故の内容」等を内閣総理大臣に報告することを義務付けている。

製品事故情報を収集・公表して広く社会に周知することで、類似の重大製品事故の防止を図るものであり、公表された情報については、経済産業省のウェブサイト「製品安全ガイド」に掲載している。

製品安全ガイド(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

上記制度と併せ、経済産業省は、事業者に対して、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に非重大製品事故を前広に報告するよう要請しており、NITEは事業者からの報告に加え、各地の消防機関からの製品火災情報、消費生活センター等から情報収集を図り、収集した情報を事故データベースとして構築している。経済産業省は、重大製品事故報告及び非重大製品事故情報を併せて、安全対策の検討に活用している。

目次

I 章 製品事故の発生状況	5
1. 重大製品事故報告の受付・公表状況	5
(1) 重大製品事故の受付状況.....	5
(2) 重大製品事故の公表等処理状況.....	12
(3) 製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況.....	15
2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析	16
(1) 電気製品.....	16
(2) 燃焼器具.....	27
(3) その他の製品.....	35
3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況	45
(1) 事業者の自主リコールの状況.....	45
(2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況.....	46
(3) リコールフォローアップの実施状況.....	49
(4) 事業者のリコール追加対策の取組状況.....	49
4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）	53
(1) 点検制度の対象品目.....	53
(2) 表示制度の対象品目.....	54
(3) 対象製品以外で注目する製品.....	55
(4) 対象品目の見直し状況.....	57
(5) 点検制度の施行状況について.....	59
5. N I T E の製品事故情報収集の状況	65
(1) 平成28年度の製品事故情報収集の概要.....	65
(2) 平成28年度の事故情報上位品目.....	67
(3) 非重大製品事故情報の活用状況.....	67
(4) N I T E における製品事故の未然防止対策の取組状況.....	68
(5) 高齢者関連事故の収集.....	68
(6) 子ども関連事故の収集.....	71

II 章	製品事故の未然防止・再発防止のための対策	72
1.	経済産業省の取組	72
(1)	製品事故の再発防止に向けた取組	72
(2)	重大製品事故調査の充実にに向けた取組	72
2.	事業者等の自主的取組	74
(1)	関係事業者団体等による注意喚起等	74
(2)	関係事業者との連携による製品安全対策の推進	74
(3)	事業者による自主的取組の促進	75
3.	消費者に対する注意喚起	78
(1)	N I T Eの定期プレス公表による注意喚起	78
(2)	広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起	78
(3)	製品安全セミナー、製品安全総点検月間における周知	79
(4)	政府広報等を活用した注意喚起	80
(5)	消費者教育（小学校高学年向け）	80
4.	国際連携の状況・海外動向の収集	81
(1)	国際的な枠組みでの取組	81
(2)	多国間の枠組みでの取組	81
(3)	中国との取組	81
(4)	米国との取組	82
(5)	台湾との取組	82

I章 製品事故の発生状況

1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

(1) 重大製品事故の受付状況

平成28年度の重大製品事故の受付件数は802件で、昨年度(885件)と比較して83件減少した。

機器別の受付状況は、ガス機器が88件(全体に占める比率11%)、石油機器79件(同10%)、電気製品537件(同67%)、その他98件(同12%)であった。

また、被害別の受付状況は、死亡29件(全体に占める比率4%)、重傷96件(同12%)、一酸化炭素中毒を1件(同0%)、火災676件(同84%)であった。

平成19年5月の創設から2年間は、受付件数に大きな変動があったが、3年目の平成21年度から平成23年度は、概ね1150件前後で推移していた。その後、平成24年度～平成28年度は受付件数に減少傾向が見られる。また、機器別・被害別の内訳は、個別製品の事故による増減はあるものの、全体的な傾向に大きな変化はない。

＜平成28年度の機器別・被害別の受付件数＞

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
ガス機器	1	(1)	5	(1)	81	1	0	88(11%)
石油機器	9	(8)	1	(1)	69	0	0	79(10%)
電気製品	13	(11)	17	(4)	507	0	0	537(67%)
その他	6	(1)	73	(0)	19	0	0	98(12%)
合計	29 (4%)	(21)	96 (12%)	(6)	676 (84%)	1 (0%)	0 (0%)	802 (100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(21件)、「火災」かつ「重傷」(6件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では703件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

平成28年度の受付件数のうち、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複を除去した後の人的被害は、死亡29名、重傷96名、一酸化炭素中毒1名、後遺障害0名であった。

<平成19年度から平成28年度の受付件数>

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ガス機器	189(16%)	218(16%)	201(17%)	199(17%)	164(14%)	148(14%)
死亡	16	12	5	7	9	3
重傷	12	11	14	13	11	16
火災	151	182	174	175	144	127
一酸化炭素中毒	10	13	8	4	0	2
後遺障害	0	0	0	0	0	0
石油機器	163(14%)	202(14%)	180(15%)	140(12%)	172(15%)	126(12%)
死亡	9	15	16	11	12	13
重傷	3	7	4	3	4	4
火災	146	178	157	124	156	106
一酸化炭素中毒	5	2	3	2	0	3
後遺障害	0	0	0	0	0	0
電気製品	595(50%)	751(53%)	572(49%)	565(50%)	606(52%)	597(55%)
死亡	21	14	6	12	11	13
重傷	26	53	27	21	30	34
火災	544	683	538	532	565	549
一酸化炭素中毒	3	0	1	0	0	1
後遺障害	1	1	0	0	0	0
その他	243(20%)	241(17%)	219(19%)	237(21%)	227(19%)	206(19%)
死亡	27	18	20	20	27	17
重傷	186	184	173	190	172	169
火災	28	34	23	27	27	19
一酸化炭素中毒	0	0	0	0	0	1
後遺障害	2	5	3	0	1	0
合計	1190(100%)	1412(100%)	1172(100%)	1141(100%)	1169(100%)	1077(100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

<平成19年度から平成28年度の受付件数（続き）>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ガス機器	120(13%)	124(14%)	109(13%)	88(11%)
死亡	5	4	5	1
重傷	7	5	4	5
火災	106	112	96	81
一酸化炭素中毒	2	3	4	1
後遺障害	0	0	0	0
石油機器	126(12%)	82(9%)	98(11%)	79(10%)
死亡	7	9	7	9
重傷	4	2	0	1
火災	115	70	91	69
一酸化炭素中毒	0	1	0	0
後遺障害	0	0	0	0
電気製品	574(61%)	526(59%)	530(62%)	537(67%)
死亡	9	8	7	13
重傷	25	16	24	17
火災	540	501	497	507
一酸化炭素中毒	0	1	2	0
後遺障害	0	0	0	0
その他	121(13%)	160(18%)	148(17%)	98(12%)
死亡	5	12	11	6
重傷	109	142	119	73
火災	7	6	17	19
一酸化炭素中毒	0	0	1	0
後遺障害	0	0	0	0
合計	941(100%)	892(100%)	885(100%)	802(100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

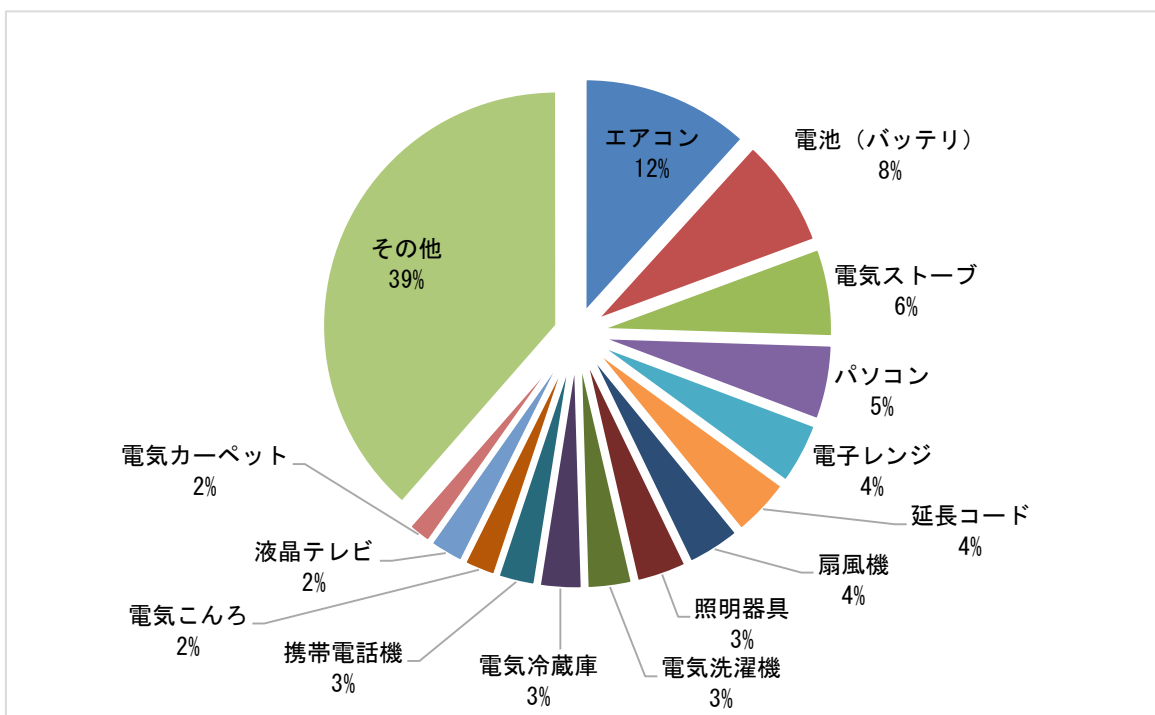
- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

① 受付件数上位品目

<平成28年度 電気製品の受付状況>

平成28年度の受付件数上位5品目

- 1 エアコン63件（うち室外機は34件）、2 電池（バッテリー）41件、
3 電気ストーブ（電気温風機を含む）33件、4 パソコン28件、5 電子レンジ23件



電気製品では、平成19年度以降受付件数の多い「エアコン」が28年度も同様に最も多く、その他は、26年度から順位が入れ替わったが、28年度は電池（バッテリー）が上位となった。

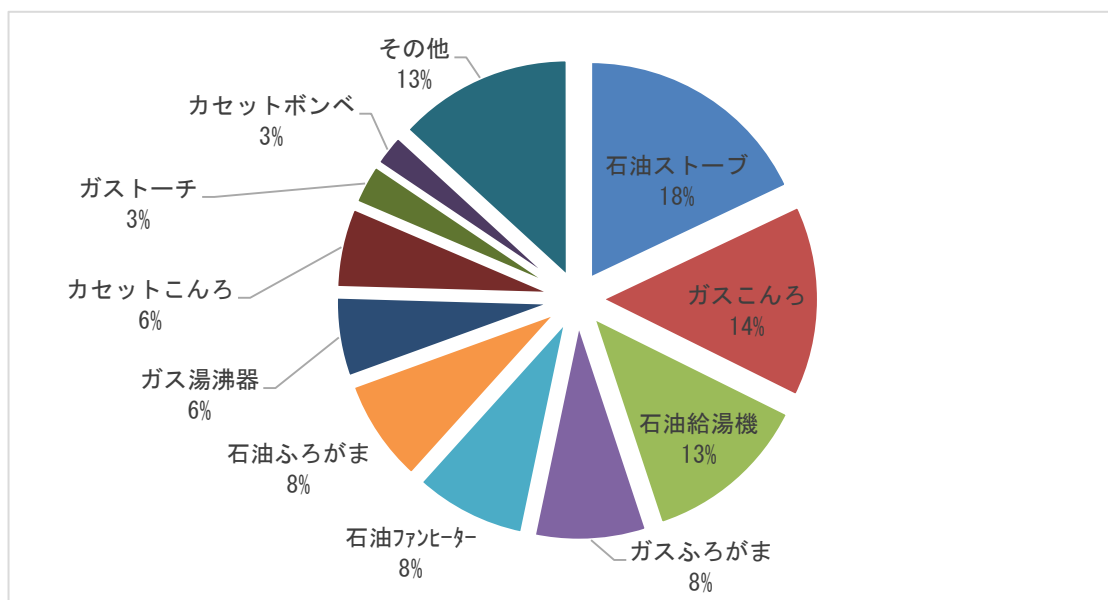
<電気製品の上位5品目の推移>

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	エアコン	65	エアコン	63	エアコン	47	エアコン	53	エアコン	63
2	電気ストーブ	48	電気ストーブ	45	照明器具	35	電気ストーブ	42	電池(バッテリー)	41
3	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37	延長コード	31	照明器具	38	電気ストーブ	33
4	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34	電気ストーブ	28	延長コード	31	パソコン	28
5	電気洗濯機	23	扇風機	28	電池(バッテリー)	28	電池(バッテリー)	26	電子レンジ	23

<平成28年度 燃焼器具の受付状況>

平成28年度の受付件数上位5品目

- 1 石油ストーブ30件、2 ガスこんろ24件、3 石油給湯器21件、
4 石油ファンヒーター14件、4 ガスふろがま14件



燃焼器具では、平成24年度、平成28年度以外は、「ガスこんろ」の受付件数が最も多い。また、「石油ストーブ」がそれに次ぐ受付件数となるケースが多い。他に、「石油ふろがま」「石油給湯機」「ガスふろがま」「石油ファンヒーター」が上位となる傾向が続いている。

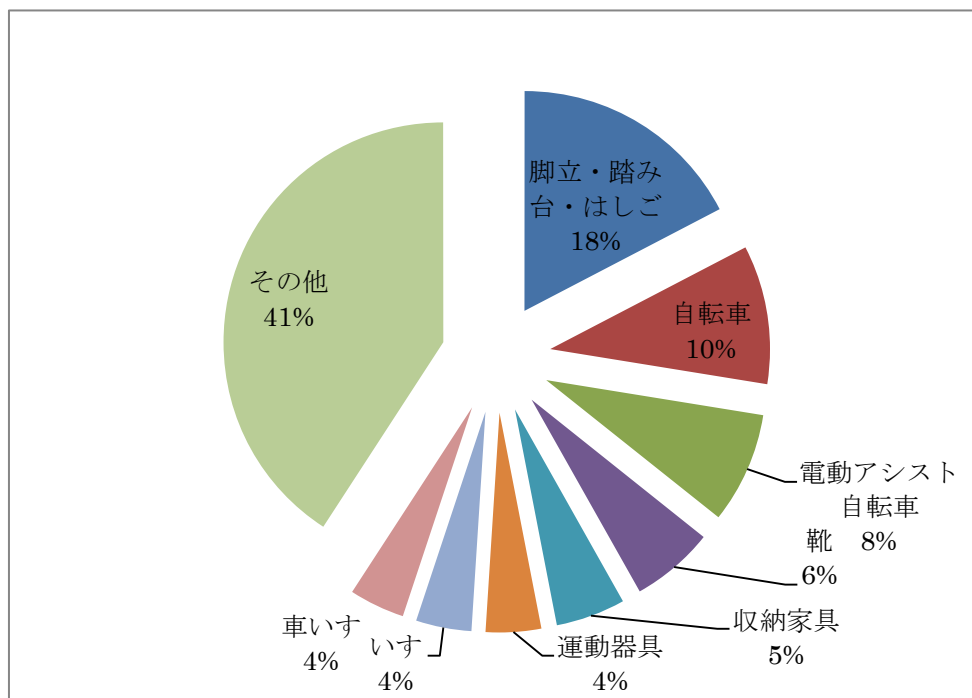
<燃焼器具の上位5品目の推移>

平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 石油ストーブ	57	ガスこんろ	54	ガスこんろ	49	ガスこんろ	45	石油ストーブ	30
2 ガスこんろ	52	石油ストーブ	45	石油ストーブ	40	石油ストーブ	40	ガスこんろ	24
3 石油給湯機	36	石油給湯機	43	ガスふろがま	30	石油給湯機	26	石油給湯機	21
4 ガスふろがま	30	ガスふろがま	30	石油給湯機	19	石油ファンヒーター	18	石油ファンヒーター	14
5 石油ファンヒーター	19	石油ふろがま	16	石油ふろがま	12	ガスふろがま	15	ガスふろがま	14

<平成28年度 その他の製品の受付状況>

平成28年度の受付件数上位5品目

- 1 脚立・踏み台・はしご17件、
- 2 自転車10件、
- 3 電動アシスト自転車8件、
- 4 靴6件、
- 5 収納家具5件



その他の製品では、平成28年度は、脚立等の受付件数が最も多くなったものの、「自転車」「脚立等」「靴」が上位となる傾向が続いている。

<その他の製品の上位5品目の推移>

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	自転車	24	自転車	22	自転車	30	自転車	23	踏み台・脚立・はしご	17
2	脚立等	22	脚立等	20	脚立等	21	脚立等	16	自転車	10
3	靴	18	いす	11	いす	16	電動アシスト自転車	7	電動アシスト自転車	8
4	いす	17	靴	10	靴	7	靴	6	靴	6
5	電動車いす	14	湯たんぽ	8	なべ・やかん	6	運動器具	6	収納家具	5
5	湯たんぽ	14	—	—	—	—	—	—	—	—

② 生産国別の受付件数

平成28「年度の生産国別の受付件数は、国産が399件（50%）、外国産が398件（50%）、不明5件であった。外国産を国・地域別で見ると、中国320件（40%）、韓国18件（2%）、タイ18件（2%）、台湾7件（1%）等であった。

外国産の事故の割合は（19年度：23%、20年度：28%、21年度：30%、22年度：31%、23年度：36%、24年度：39%、25年度：40%、26年度：43%、27年度：41%、28年度：50%）、外国産のうち、中国産の割合が突出して高く、電気ストーブ、電子レンジ、自転車等の件数が多い。

<平成28年度の生産国別の受付件数>

	国産	外国産						不明	計
			中国	韓国	タイ	台湾	その他		
ガス機器	72 (82%)	16 (18%)	6 (7%)	7 (8%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (3%)	3 (0%)	88
石油機器	75 (95%)	4 (5%)	4 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	79
電気製品	216 (40%)	316 (59%)	256 (48%)	11 (2%)	19 (3%)	4 (1%)	26 (5%)	5 (1%)	537
その他	36 (37%)	62 (63%)	53 (54%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (3%)	6 (6%)	0 (0%)	98
合計	399 (50%)	398 (50%)	319 (40%)	18 (2%)	19 (2%)	7 (1%)	35 (4%)	5 (1%)	802

(2) 重大製品事故の公表等処理状況

重大製品事故報告・公表制度の創設後、平成19年度から平成28年度まで受け付けた10681件のうち、対象外の案件（消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）を除く、10553件が消費者庁から公表されている。

“ガス・石油機器に係る事故”及び“ガス・石油機器以外の機器に係る事故で製品起因が疑われるもの”については、5営業日以内に「事業者名」、「機種・型式名」が公表されるが、これまでに累計5423件が公表された。また、“ガス・石油機器以外の機器について事故原因を調査中のもの”は、「製品名」、「事故概要」のみが公表されるが、平成28年度末時点で373件が調査中であった。最終的に、事故原因が製品起因では無いと判断されたものを除き、全ての案件について、「事故原因」、「事業者名」、「機種・型式名」が公表される。

報告受付時の審査又は原因究明調査の結果、製品起因ではないと判断された案件については、製品事故調査判定合同会議において判断の妥当性が審議される。これまでに製品起因ではないと判定されたものは累計4700件で、「製品名」、「事故概要」が公表されている。

<平成19年度から平成28年度における重大製品事故公表等処理状況>

	事業者名 ・ 型式公表	製品名・事故概要を公表		他省庁 送付案件	重 複 ・ 対象外	計
		原因調査中	製品事故に は非該当			
ガス機器	470	-	1068	0	23	1561
石油機器	756	-	601	0	11	1368
電気製品	3443	279	2061	2	66	5851
その他	754	94	970	55	28	1901
合 計	5423	373	4700	57	128	10681

「事業者名」「型式」を公表した5423件のうち、機器別に累計受付件数が多い品目は、以下のとおり。

<電気製品：3443件>

製品名	件数	製品名	件数
① エアコン	322	⑥ 照明器具	187
② 電気ストーブ	297	⑦ 扇風機	175
③ 電気こんろ（IH含む）	216	⑧ テレビ（ブラウン管、液晶等）	127
④ 電気冷蔵庫	208	⑨ 電気洗濯機	116
⑤ 電子レンジ	199	⑩ パソコン	111

<燃焼器具：1226件（ガス機器470件、石油機器756件）>

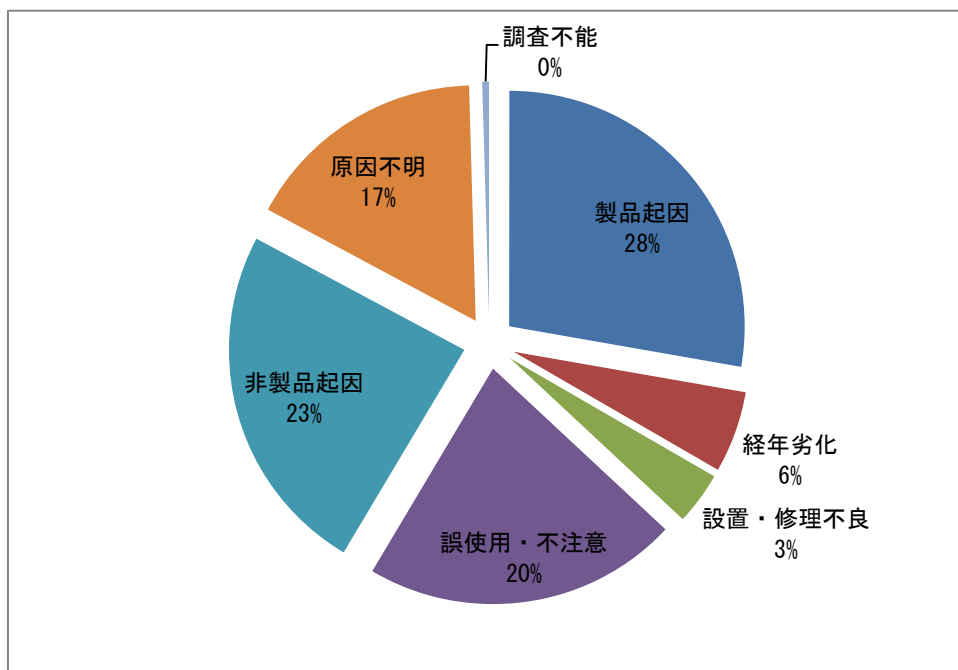
製品名	件数	製品名	件数
① 石油給湯機	353	⑥ 石油ファンヒーター	93
② 石油ストーブ	181	⑦ ガス湯沸器	65
③ ガスふろがま	132	⑧ カセットこんろ	36
④ ガスこんろ	112	⑨ ガス栓	20
⑤ 石油ふろがま	111	⑩ 油だき温水ボイラ	15

<その他の製品：754件>

製品名	件数	製品名	件数
① 自転車	102	⑥ なべ・やかん	23
② いす	78	⑦ 脚立・踏み台・はしご	22
③ 電動アシスト自転車	44	⑧ ライター	20
④ 電池・充電電池	24	自転車用幼児座席	20
靴	24	⑩ 湯たんぽ	17

なお、平成19年度から平成28年度までで、調査が終了した案件を事故要因別に分類したところ、経年劣化を含め製品に起因する事故は、全体の34%。

設置・修理不良、誤使用・不注意及び非製品起因（例えば他の製品火災のもらい火等）等、製品自体に起因しない事故は、全体の48%となっている。



製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	非製品起因	原因不明	調査不能
2781	562	347	2058	2358	1675	46
28%	6%	4%	21%	24%	17%	0%
34%		48%			18%	

(3) 製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

平成19年4月3日に開催された消費経済審議会製品安全部会において、以下の事項を審議・判断することを目的として製品事故判定第三者委員会が設置された。平成28年12月7日に開催された消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会との合同会議（略称：製品事故調査判定合同会議）までに、5717件が審議された。消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく製品事故報告において、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」であるか否かに関すること。

- 消安法に基づき報告された重大製品事故のうち、製品起因であるか否か不明な事故について、メーカー名、型式名等を公表するにあたって、製品起因が主原因であるとは言えないとする判断の妥当性に関すること。
- 重大製品事故報告・公表制度の運用の適切性に関すること。等

平成28年度は、合同会議が2回開催された。

第1回 平成28年 5月12日（木）

第2回 平成28年12月7日（水）

- 製品起因による事故ではないと判断した案件及び重大製品事故ではないと判明した案件（5件）
- 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件（343件）
- 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件（109件）

2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

平成28年度の受付件数上位5品目について、平成19年度から平成28年度までの累計受付件数のうち、「事故原因が判明した件数（原因不明、調査中を除く。平成29年3月31日まで）」から、リコールを実施して個別製品の対策が講じられている「リコール同一原因の事故件数」を除いたものについて、事故原因区分及び主な事故原因等の整理・分析を行った。

<事故原因区分>

- 【製品起因】：設計不良、製造不良、経年劣化等、製品に起因するもの
- 【誤使用・不注意等】：誤使用・不注意等、製品に起因しないもの
- 【設置・修理不良等】：設置、修理不良等、製品に起因しないもの
- 【非製品起因】：その他、製品に起因しないもの

(1) 電気製品

① エアコン（室外機含む）

累計受付件数647件（うち室外機が345件）のうち、事故原因が判明した626件について整理・分析を行った。

<エアコン（室外機含む）の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
71	81	61	82	61	65	63	47
平成27年度	平成28年度	合計					
53	63	647					

<エアコン（室外機含む）のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	3	8	9	9	5	9	9
平成27年度	平成28年度	合計					
3	5	62					

626件中、「製品起因」が183件（29%。うちリコール未対策品62件）で、主な事故原因は、電源用コネクタ端子間のトラッキングやコンデンサーの経年劣化の影響によるものであった。他方、「非製品起因」が240件（38%）と最も多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

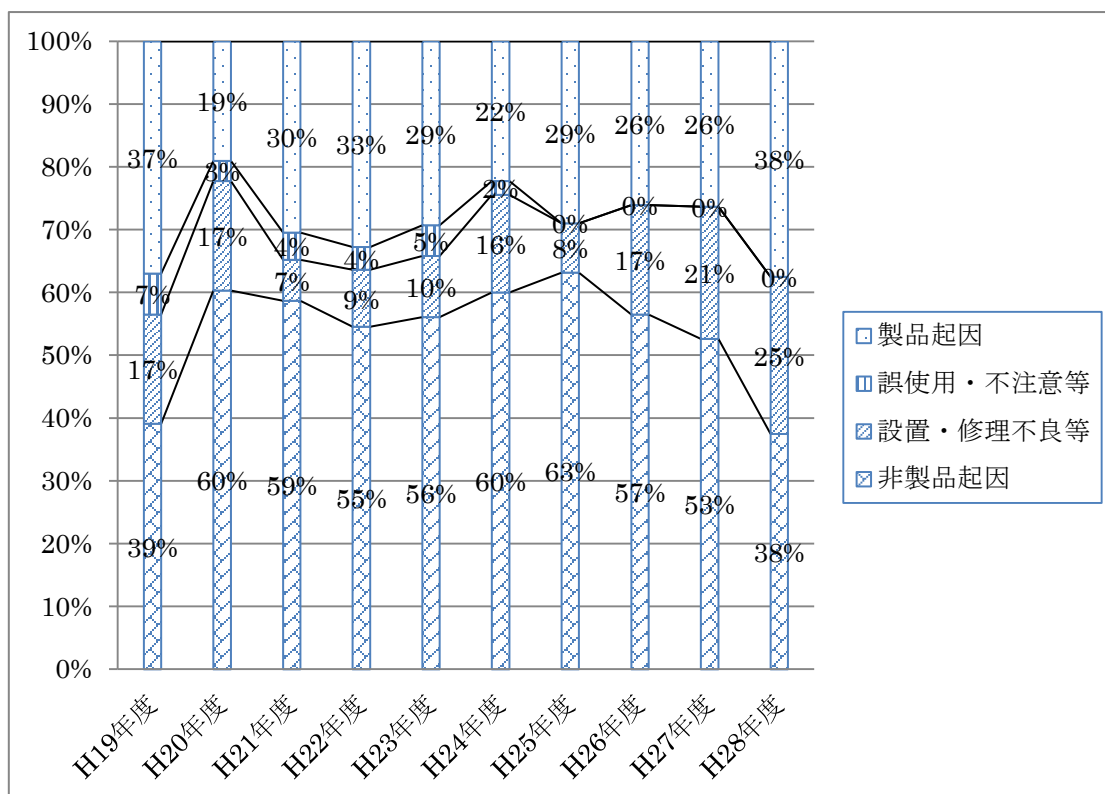
＜エアコン（室外機含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	183 (29%)	・部品のはんだ付け不良による異常発熱 ・コンデンサーの経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	12 (2%)	・故障状態を知らず使用を継続したことが影響 ・使用者自身による修理・改造が影響
【設置・修理不良等】	53 (8%)	・室内機と室外機の中継線の不適切な設置が影響 ・コンセントや電源プラグを改造したことが影響
【非製品起因】	240 (38%)	・たばこの不始末 ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成21年度から平成27年度までは「製品起因」が20～30%台で推移している。

これまで、製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因とみられる事故が多いことから、電気用品安全法（以下「電安法」という）の技術基準の改正や、長期使用製品安全表示制度（以下「表示制度」という）の対象品目にした。他方、製品起因以外の原因による事故については、継続的に注意喚起のプレスリリースに加えて、エアコンの洗浄や設置工事に対する注意喚起を業界団体等へ行った。

＜エアコン（室外機含む）事故原因区分の年度別推移＞



(参考) エアコン(室外機含む)事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 電安法の技術基準を改正し、表示制度の対象製品に指定

平成 21 年 9 月 電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター
用コンデンサーの保安機構装備を義務化

平成 23 年 6 月 NITE プレス「エアコンによる事故の防止」

平成 24 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止」

平成 25 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止」

平成 26 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止」

平成 27 年 6 月 NITE プレス「夏到来、エアコンや扇風機による火災に
ご注意ください」

平成 28 年 6 月 NITE プレス「エアコンや扇風機の火災にご注意くださ

② 電池（バッテリー）

累計受付件数124件のうち、事故原因が判明した106件について整理・分析を行った。

<電池（バッテリー）の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
4	2	1	3	2	4	10	28	
平成27年度	平成28年度	合計						
26	41	121						

<電池（バッテリー）のリコール同一原因の事故件数>

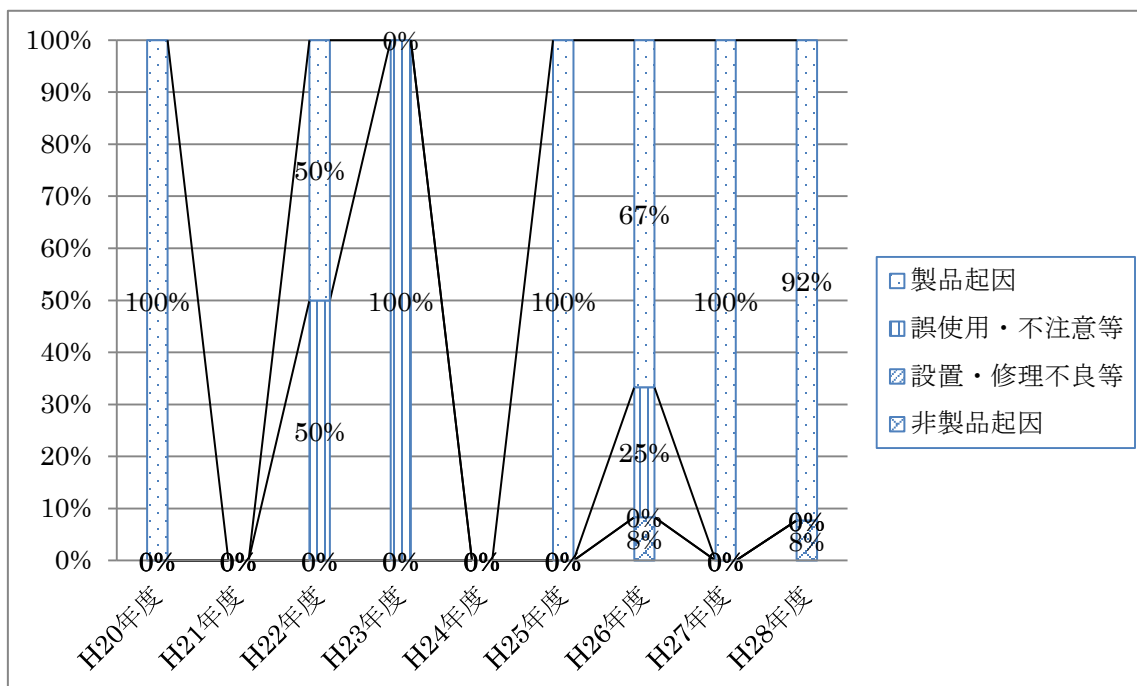
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
0	0	0	1	0	0	1	8	
平成27年度	平成28年度	合計						
4	6	20						

106件中、「製品起因」が62件（58%。うちリコール未対策品20件）と最も多く、主な事故原因は、リチウムイオン電池セルの不具合による異常発熱であった。次に「誤使用・不注意等」が12件（11%）と続いている。

<電池（バッテリー）の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	62 (58%)	・リチウムイオン電池セルの不具合により、異常発熱して発煙、発火。
【誤使用・不注意等】	12 (11%)	・バランスモードで充電を行わなかったため、一方のセルが過充電により異常発熱。
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	4 (4%)	・製品に鋭利な物が刺さったため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損。

＜電池（バッテリー）の事故原因区分の年度別推移＞



③ 電気ストーブ（電気温風機を含む）

累計受付件数469件のうち、事故原因が判明した444件について整理・分析を行った。

<電気ストーブの受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
50	67	49	43	52	48	45	28	
平成27年度	平成28年度	合計						
42	45	469						

<電気ストーブのリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
8	14	9	17	13	8	8	4	
平成27年度	平成28年度	合計						
13	12	105						

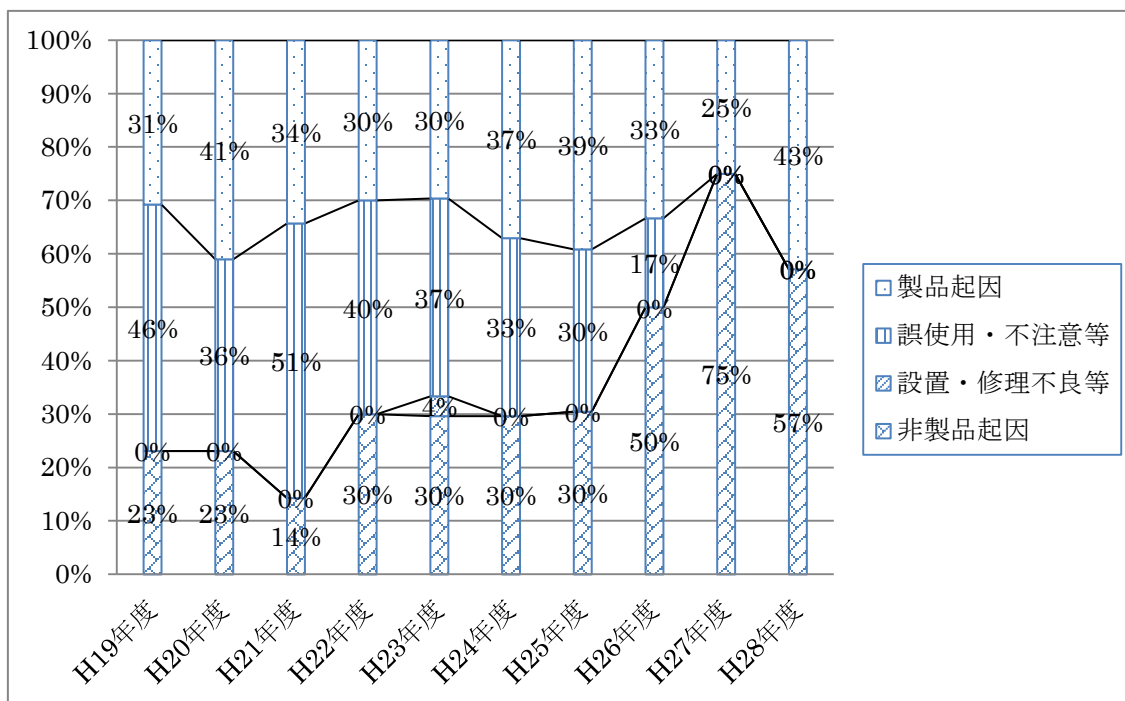
444件中、「製品起因」が201件（45%。うちリコール未対策品106件）と多く、主な事故原因は、ダイオードが不良品であったことによる異常発熱であった。また、「誤使用・不注意等」が83件（19%）と最も多く、洗濯物等の可燃物の接触や電源コードの取り扱い不備が主な事故原因であった。

<電気ストーブの事故原因区分別件数と主な事故原因>

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	201 (45%)	・ダイオードが不良品であったため、ダイオードが異常発熱
【誤使用・不注意等】	83 (19%)	・洗濯物等の可燃物が接触したもの ・電源コードの取り扱い不備が影響 ・使用者による修理不良・改造したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (0%)	・設置時に屋内配線と電源線の接続不良
【非製品起因】	67 (15%)	・たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度ともに「製品起因」が30%～60%の間で推移している。製品起因の事故は、製造不良や部品不良が原因によるものが多いことから、電安法の技術基準の改正を行った。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜電気ストーブの事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 電気ストーブ事故の再発防止の取組

- 21年9月 電力調整（強弱制御）用ダイオード及び内部配線屈曲耐久性を高めるように電安法の技術基準を改正
- 23年10月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止」
- 24年1月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止」（再注意喚起）
- 25年10月 NITE プレス「冬の高齢者の製品事故防止」
- 26年12月 NITE プレス「電気暖房機器やゆたんぼ、カイロ等による事故の防止について」
- 27年2月 NITE プレス「震災発生時の製品事故の防止」
- 27年11月 NITE プレス「電気ストーブ等の電気暖房機器による火災及びゆたんぼやカイロ等による低温やけど事にご注意ください」
- 28年11月 NITE プレス「ストーブによる住宅火災が毎年発生しています～石油ストーブは給油時に、電気ストーブにつけばなしにご注意ください」

④ パソコン

累計受付件数140件のうち、事故原因が判明した126件について整理・分析を行った。

＜パソコンの受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
8	5	10	10	9	9	10	26	
平成27年度	平成28年度	合計						
25	28	140						

＜パソコンのリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
1	2	2	0	0	2	2	16	
平成27年度	平成28年度	合計						
15	3	43						

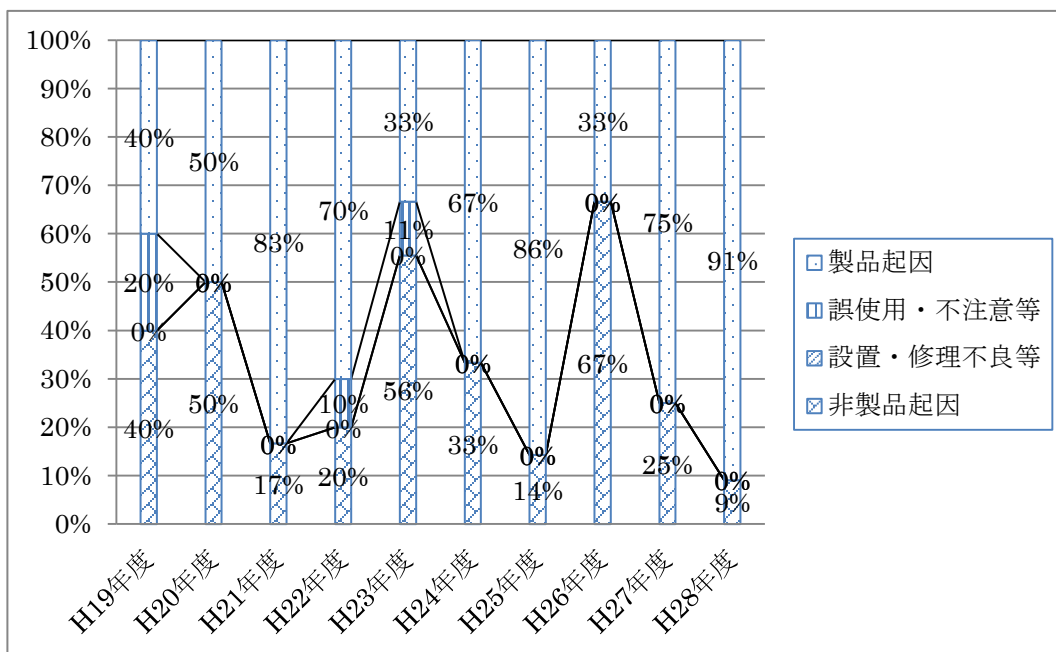
126件中、「製品起因」が89件（71%。うちリコール未対策品43件）と最も多く、主な事故原因は、バッテリーパックのセルの内部短絡等であった。次に「非製品起因」が22件（17%）と多く、他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

＜パソコンの事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	89 (71%)	・バッテリーパックのセルが内部短絡
【誤使用・不注意等】	3 (2%)	・本体からの放熱による低温火傷
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	22 (17%)	・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、例年「製品起因」が50%以上となる傾向になっている。製品起因の事故は、はんだ付け不良等、組付け時の不良によるものが目立ち、ハードディスク等の機器をカスタマイズして組み付けられる本製品の特性が影響しているものと思われる。

<パソコンの事故原因区分の年度別推移>



((参考) パソコン事故の再発防止の取組
平成 25 年 1 月 パンフレット「新生活スタート くらしに潜む危険」

⑤ 電子レンジ

累計受付件数 272 件のうち、事故原因が判明した 263 件について整理・分析を行った。

<電子レンジの受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
26	32	26	35	25	28	37	21	
平成 27 年度	平成 28 年度	合計						
19	23	272						

<電子レンジのリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
8	13	13	17	7	9	7	9	
平成 27 年度	平成 28 年度	合計						
7	5	95						

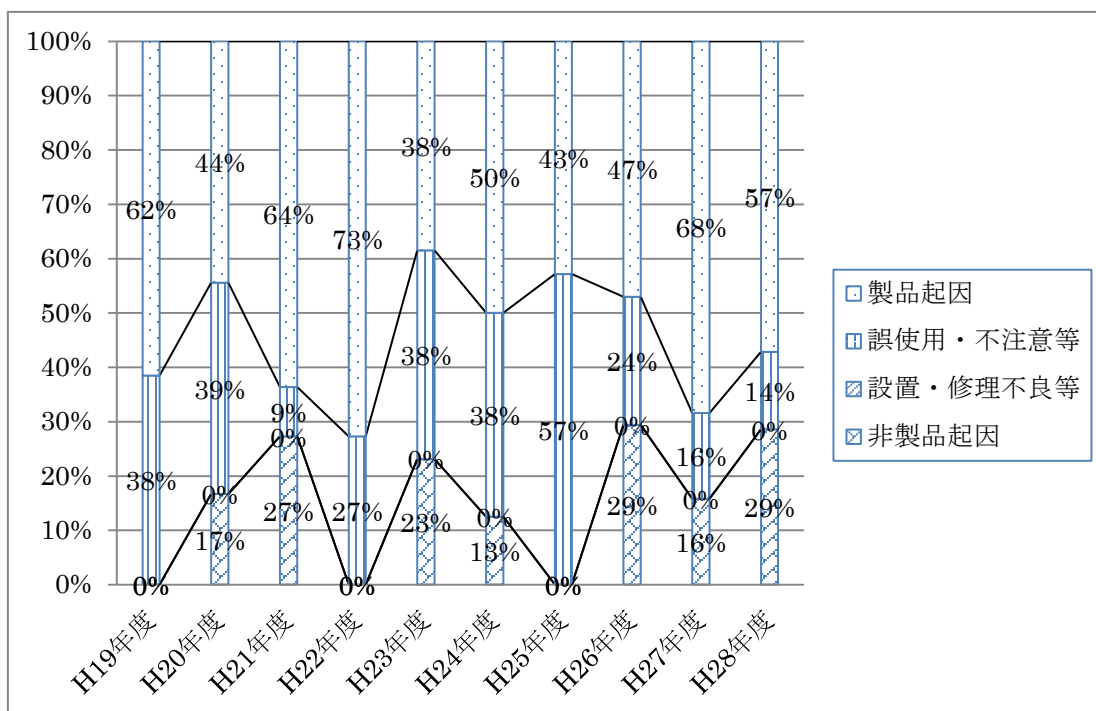
263 件中、「製品起因」が 158 件（60%。うちリコール未対策品 95 件）と最も多く、主な事故原因は、ドアスイッチの経年劣化等であった。次に「誤使用・不注意等」が 46 件（17%）と多く、庫内の清掃不足や、規定時間を超えて加熱したこと等が主な事故原因であった。

<電子レンジの事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	158 (60%)	・ドアスイッチの経年劣化が影響
【誤使用・不注意】	46 (17%)	・庫内の清掃不足が影響 ・規定時間を超えて加熱した過加熱が影響 ・食品以外のものを入れて加熱したことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	23 (9%)	・展示品を作動させたことが影響したもの ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、製品起因が40%~70%の間で推移している。製品起因以外の原因の事故については、平成24年度に注意喚起のプレスリリースを行うなど一層の周知を行っている。

<電子レンジの事故原因区分の年度別推移>



(参考) 電子レンジ事故の再発防止の取組

平成24年4月 NITE プレス「電子レンジ及び電子レンジとの組み合わせで使用される製品の事故の防止について」

(2) 燃烧器具

① 石油ストーブ（石油ファンヒーターを含む）

累計受付件数708件（うち石油ファンヒーターは208件）のうち、事故原因が判明した685件について整理・分析を行った。

<石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
68	106	89	70	94	76	60	47
平成27年度	平成28年度	合計					
58	40	708					

<石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	1	5	6	2	3	2	3
平成27年度	平成28年度	合計					
1	2	26					

685件中、「製品起因」が66件（10%）で、主な事故原因は、給油口がロックされたと使用者が誤認する「半ロック状態」による影響や燃烧筒の溶接強度不足が影響したものであった。

他方、「誤使用・不注意等」が219件（32%）で最も多く、故障状態を知らながら使用を継続したもの、洗濯物等の可燃物が接触したもの、給排気筒を閉塞したことが影響したものが主な事故原因であった。

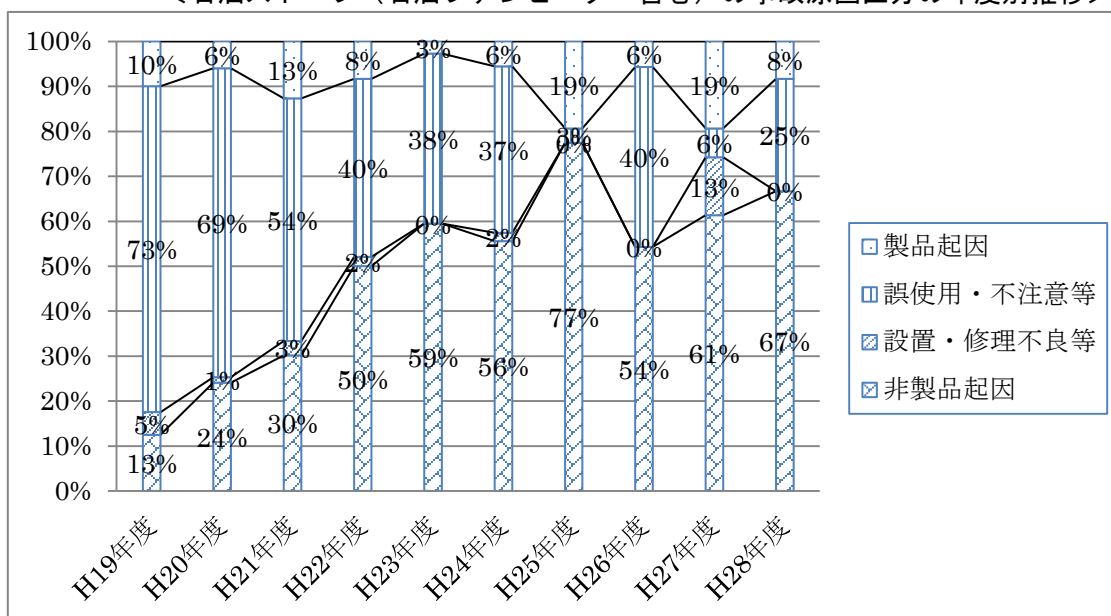
<石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	66 (10%)	・給油口がロックされたと使用者が誤認する「半ロック状態」が影響 ・燃烧筒の溶接強度不足
【誤使用・不注意等】	219 (32%)	・消火せずに給油したことが影響 ・カートリッジタンクの蓋を確実に閉めなかったことが影響 ・洗濯物等の可燃物が接触したもの
【設置・修理不良等】	7 (1%)	・移設時に適正に設置しなかったことが影響 ・排気筒の断熱不良が影響
【非製品起因】	215 (31%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「誤使用・不注意等」が減少傾向にあり、変わって「非製品起因」が増加している。

FF式の石油温風暖房機は、経年劣化が原因の事故が多いことから、長期使用製品安全点検制度（以下「点検制度」という）の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、給油時の事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。また、これまでに注意喚起のプレスリリースを行っており、引き続き注意喚起を実施していく。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品にFF式石油温風暖房機を指定

平成 21 年 4 月 給仕消火装置の搭載義務化、給油タンクの蓋が確実に閉まったことのできる仕様を義務化するように消安法の技術基準を改正

平成 23 年 10 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止」

平成 23 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「石油ストーブ」

平成 24 年 10 月 NITE プレス「石油ストーブによる事故の防止」

平成 25 年 1 月 「石油ストーブによる事故の防止について」（再周知）

平成 26 年 3 月 NITE プレス「変質した灯油による石油ストーブ事故の防止」

平成 26 年 11 月 NITE プレス「ガス・石油暖房機器による事故の防止について」

平成 27 年 12 月 NITE プレス「ガス・石油暖房機器の誤使用による火災事故にご注意ください」

平成 28 年 11 月 NITE プレス「ストーブによる住宅火災が毎年発生しています～石油ストーブは給油時に、電気ストーブにつけっぱなしにご注意ください」

② ガスこんろ

累計受付件数654件のうち、事故原因が判明した644件について整理・分析を行った。

<ガスこんろの受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
78	95	88	98	70	52	54	49
平成27年度	平成28年度	合計					
46	24	654					

<ガスこんろのリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	1	0	2	1	0	0	0
平成27年度	平成28年度	合計					
0	0	5					

644件中、「製品起因」が18件（3%。うちリコール未対策品5件）で、主な事故原因は、器具栓内部の動作不良や、部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が399件（62%）で最も多く、点火状態での放置や、グリル内の清掃不足、こんろの下に可燃物を敷いていたことが主な事故原因であった。

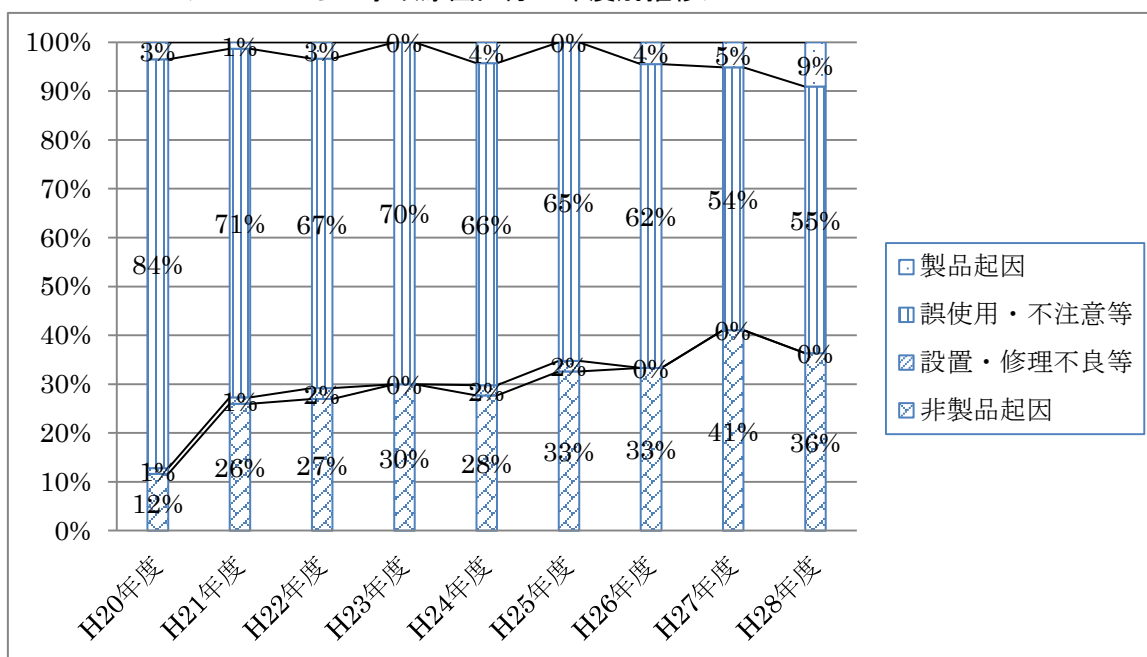
<ガスこんろの事故原因区分別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	18 (3%)	・器具線内部の動作不良が影響 ・部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響
【誤使用・不注意等】	399 (62%)	・点火状態で放置したことが影響 ・グリル内の清掃不足が影響 ・こんろの下に可燃物を敷いていたことが影響
【設置・修理不良等】	7 (1%)	・離隔距離を守らずに設置したことが影響 ・設置時にガス配管を誤って接続したことが影響 ・修理時の部品の付け忘れが影響
【非製品起因】	146 (23%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、調理中にその場を離れることによる事故（例. 天ぷら油火災）が多く、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ガス事法等」）の技術基準を改正した。また注意喚起のプレスリリースを行っているところ。

＜ガスこんろの事故原因区分の年度別推移＞



（参考）ガスこんろ事故の再発防止の取組

平成 20 年 10 月 ガス事法等の技術基準を改正し、立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載を義務化

平成 23 年 1 月 NITE プレス「着衣着火事故の防止」

平成 24 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「ガスこんろ」

平成 24 年 12 月 NITE プレス「ガスこんろ及びカセットこんろの事故の防止」

平成 25 年 7 月 NITE プレス「夏の製品事故の防止」

平成 26 年 4 月 NITE プレス「新生活スタート、台所用品などによる事故の防止」

平成 28 年 3 月 NITE プレス「新生活を迎える方へ、こんろの誤使用による火災事故にご注意ください」

平成 28 年 3 月 NITE プレス「カセットこんろなどキャンプ等で使われる製品の事故にご注意ください」

③ 石油給湯機

累計受付件数422件のうち、事故原因が判明した407件について整理・分析を行った。

<石油給湯機の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
68	60	52	48	45	36	43	19		
平成27年度	平成28年度	合計							
26	25	422							

<石油給湯機のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
42	29	23	26	10	14	12	5		
平成27年度	平成28年度	合計							
6	1	168							

407件中、「製品起因」が272（67%。うちリコール未対策品168件）と最も多く、主な事故原因は、長期使用によるリングの劣化に伴う油漏れ等が影響したものであった。次に「誤使用・不注意等」が35件（9%）と多く、故障状態を知らず使用を継続したものや、業務用途として連続運転したことが主な事故原因であった。

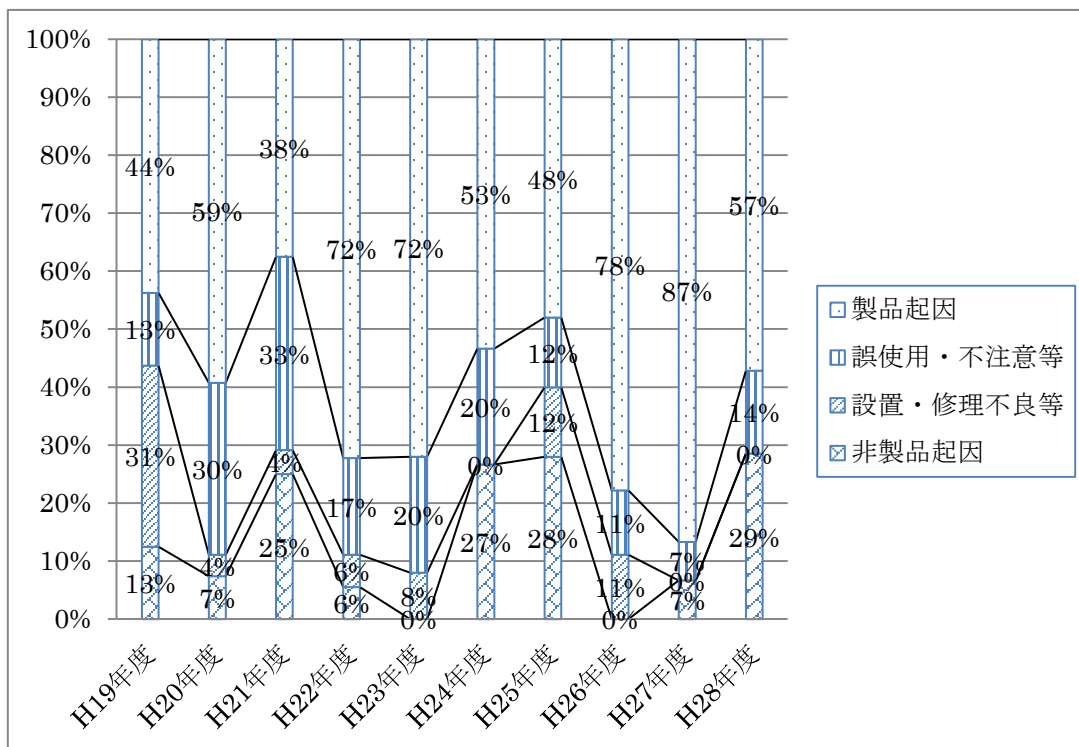
<石油給湯機の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	272 (67%)	・長期使用によるリングの劣化に伴う油漏れが影響
【誤使用・不注意等】	35 (9%)	・故障を知らず使用を継続したことが影響 ・空だきしたことが影響
【設置・修理不良等】	17 (4%)	・排気筒に断熱処理を施さなかったことが影響 ・屋外式を囲い込み設置したことが影響
【非製品起因】	28 (7%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が40%から70%の比較的高い比率で推移している。

製品起因の事故は、経年劣化事故が多いことから、点検制度の対象としている。製品起因以外の原因による事故は、空だきによる事故が多いことから、消安法の技術基準を改正し空だき防止装置を義務化した。

<石油給湯機の事故原因区分の年度別推移>



(参考) 石油給湯機事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に指定

平成 21 年 4 月 ガス事法等の技術基準を改正し、空だき防止装置の搭載を義務化

④ ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）

累計受付件数269件のうち、事故原因が判明した261件について整理・分析を行った。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
41	39	27	24	23	29	24	27
平成27年度	平成28年度	合計					
15	20	269					

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
13	5	2	4	1	7	10	5
平成27年度	平成28年度	合計					
1	1	49					

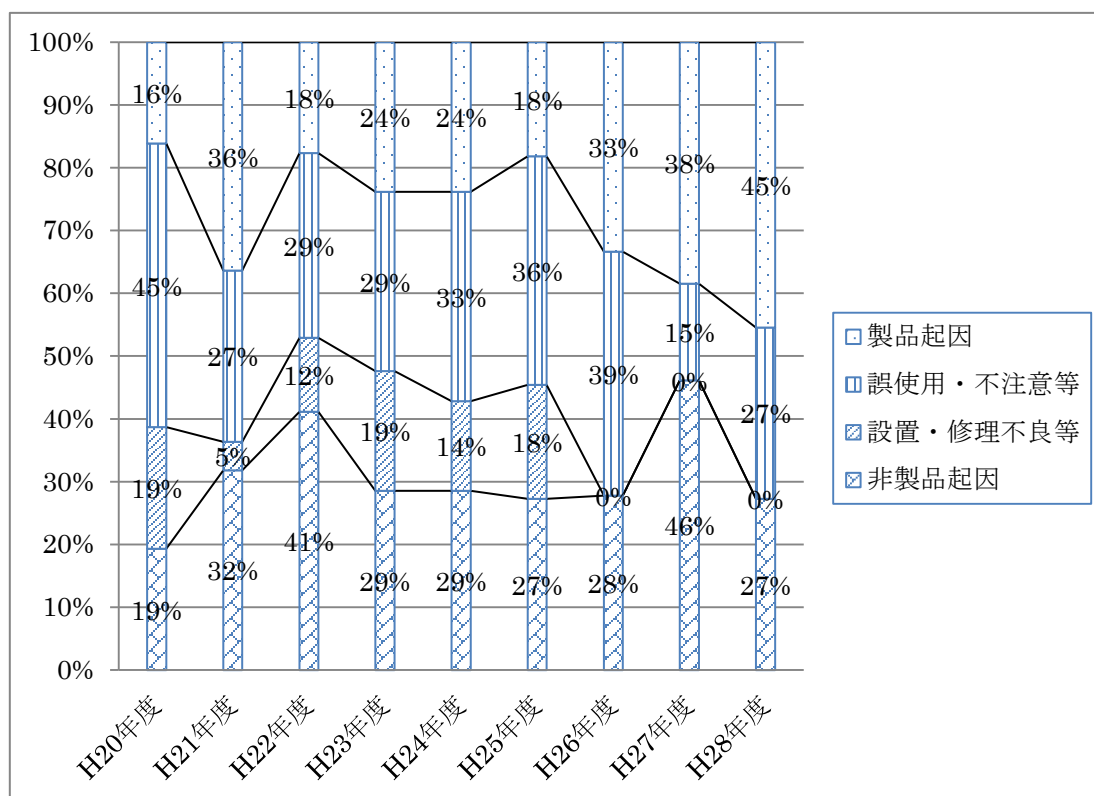
261件中、「製品起因」が95件（36%。うちリコール未対策品49件）で、主な事故原因は、部品の設計不具合による制圧器のダイヤフラムに亀裂が生じガスが漏れものであった。他方、「誤使用・不注意等」が64件（25%）で最も多く、器具を冠水させたことが影響したものや器具栓つまみの操作を誤ったことが主な事故原因であった。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	95 (36%)	・ 部品の設計不具合による制圧器のダイヤフラムに亀裂が生じガス漏れ ・ 熱交換器の経年劣化による異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	64 (25%)	・ 器具を冠水させたことが影響 ・ 器具栓つまみの操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	20 (8%)	・ 燃焼排ガスが滞留する場所に設置したことが影響 ・ 修理時に配線接続を間違っただめに安全装置が作動しなかったことが影響
【非製品起因】	59 (23%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ 出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、製品起因による比率が平成27年度までは20%～30%台で推移している。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞



- （参考）ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）事故の再発防止の取組
- 平成 19 年 4 月 ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化
 - 平成 20 年 4 月 燃焼排ガス中の CO 濃度を低濃度とするガス事業法等の技術基準を改正
 - 平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品にガスふろがまを指定
 - 平成 25 年 2 月 NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止」
 - 平成 25 年 11 月 NITE プレス「一酸化炭素中毒の事故防止」
 - 平成 28 年 2 月 NITE プレス「ふろがまによる事故にご注意ください」
 - 平成 28 年 10 月 NITE プレス「石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の長期使用

(3) その他の製品

① 脚立等

累計受付件数 179 件のうち、事故原因が判明した 173 件について整理・分析を行った。

<脚立等の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
15	13	14	19	22	22	20	21
平成 27 年度	平成 28 年度	合計					
16	17	179					

<脚立等のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	0	0	0	1	1	0
平成 27 年度	平成 28 年度	合計					
0	0	2					

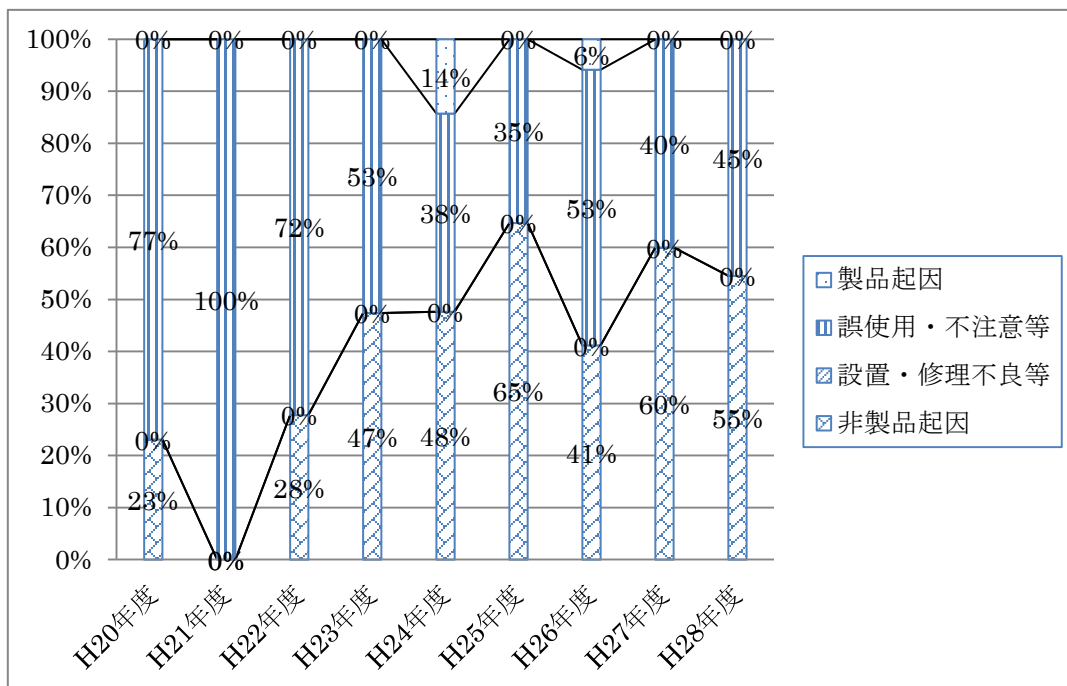
173 件中、「製品起因」が 8 件（5%。うちリコール未対策品 2 件）で、主な事故原因は、使用時の注意表示の不足や、天板勘合部の構造上の問題が影響したものであった。他方「誤使用・不注意等」が 91 件（53%）で最も多く、作業中にバランスを崩した、設置場所（地面）が適切でなかったことが主な事故原因であった。

<脚立等の事故原因区分別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	8 (5%)	・ 使用時の注意表示が不足していたことが影響 ・ 天板勘合部の構造上の問題が影響
【誤使用・不注意等】	91 (53%)	・ 作業中にバランスを崩したことが影響 ・ 設置場所（地面）が適切でなかったことが影響 ・ 最大耐荷重を超えたことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ ロフトに規定外のサイズのはしごを設置したことが影響
【非製品起因】	61 (35%)	・ 切断した枝が支柱を変形させたもの ・ 製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度とも「製品起因」は、ほとんどなく（0～3件）、「製品起因以外」の原因が大半を占めた。近年、製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜脚立等の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）脚立等事故の再発防止の取組

平成 24 年 3 月 NITE プレス「はしごや脚立等による事故の防止」

平成 25 年 1 月 NITE プレス「除雪機・はしご及び脚立の事故の防止」

平成 28 年 8 月 NITE プレス「はしごや脚立の転倒・転落事故にご注意ください」に

② 自転車

累計受付件数237件のうち、事故原因が判明した233件について整理・分析を行った。

<自転車の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
9	19	36	32	32	24	22	30	
平成27年度	平成28年度	合計						
23	10	237						

<自転車のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
1	0	1	0	0	0	1	0	
平成27年度	平成28年度	合計						
0	1	4						

233件中、「製品起因」が51件（22%。うちリコール未対策品4件）で、主な事故原因は、ペダルの強度不足が影響したものやフレームパイプの溶接不良等であった。他方、「非製品起因」が88件（38%）で最も多く、車輪に異物が挟まり急制動したことが主な事故原因であった。

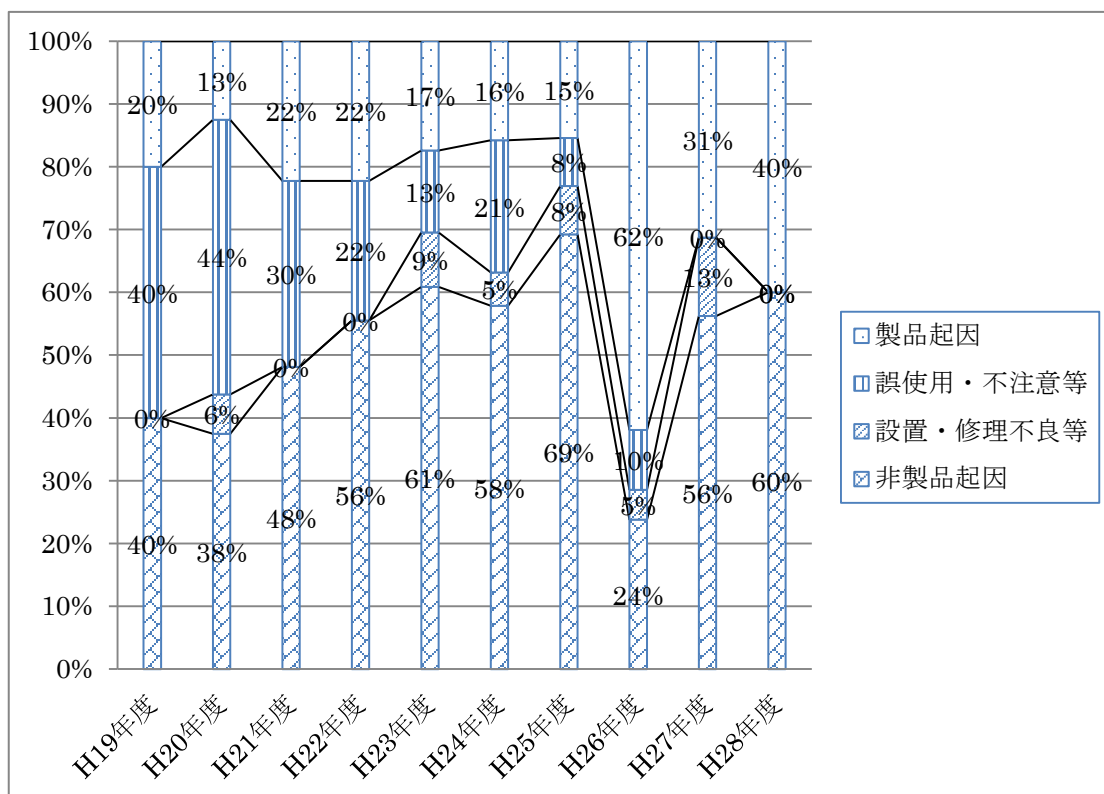
<自転車の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	51 (22%)	・ペダルの強度不足が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・ハンドルポストの組立方法の無記載が影響
【誤使用・不注意等】	33 (14%)	・メンテナンス不足でチェーンが外れたことが影響 ・ブレーキの調整不足が影響 ・運転操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	8 (3%)	・販売店の修理不良が影響 ・販売店の組み付け不良が影響
【非製品起因】	88 (38%)	・車輪に異物が挟まり急制動となったもの ・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が25年度までは20%前後とほぼ一定で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、注意事項を記載したチラシを作成し関係団体等に配布するとともに、平成27年度は、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜自転車の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）自転車事故の再発防止の取組

平成23年12月 NITEプレス「自転車等の事故の防止」

平成25年4月 NITEプレス「自転車による製品事故の防止」

平成26年2月 NITEプレス「自転車による製品事故の防止」

平成27年4月 NITEプレス「春（新学期）は自転車による子ども、中高生の事故が多発します！」

平成29年3月 NITEプレス「春に自転車の事故が多く発生しています～正しい乗り方と乗車前確認・定期点検で事故を防ぎましょう～」

③ 電動アシスト自転車

累計受付件数93件のうち、事故原因が判明した90件について整理・分析を行った。

＜電動アシスト自転車の受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
32	5	9	10	10	9	1	2		
平成27年度	平成28年度	合計							
7	8	93							

＜電動アシスト自転車のリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
9	3	1	0	0	1	0	0		
平成27年度	平成28年度	合計							
2	2	18							

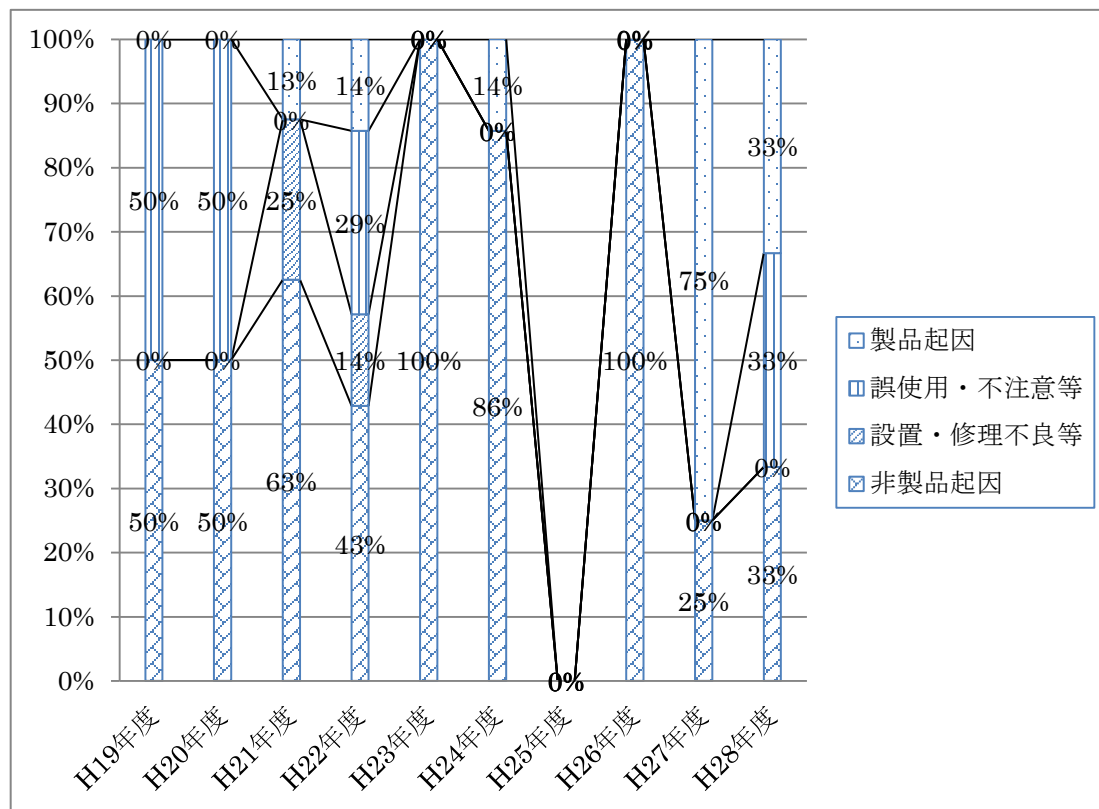
90件中、「製品起因」が23件（26％）で、樹脂の成形不良や、接着剤の経年劣化、フレームパイプの溶接不良等が主な事故原因であった。また、「非製品起因」が37件（41％）と最も多かった。

＜事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	23 (26%)	・コントローラー内部の異常発熱が影響 ・指が入り込む構造と注意表示が不足していたことが影響
【誤使用・不注意等】	5 (6%)	・メンテナンス不足によりサドルが外れバランスを崩した。 ・使用者自身が修理し、その際部品を正しく取り付けしていなかった。
【設置・修理不良等】	3 (3%)	・修理業者のタイヤ交換の際、ナットの締め付けが不十分だったことが影響 ・販売店の組み立て時の締め付けが不十分だったことが影響。
【非製品起因】	37 (41%)	・外部からの延焼により焼損に至ったものと考えられる。 ・運転中にバッテリー残量がなくなりアシストが切れたことが影響。

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成26年度までは「製品起因以外」の原因が大半を占めた。

<電動アシスト自転車の事故原因区分の年度別推移>



④ 靴

累計受付件数94件のうち、事故原因が判明した92件について整理・分析を行った。

<靴の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
4	8	8	14	13	18	10	7	
平成27年度	平成28年度	合計						
6	6	94						

<靴のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
0	0	0	1	1	0	0	0	
平成27年度	平成28年度	合計						
0	0	2						

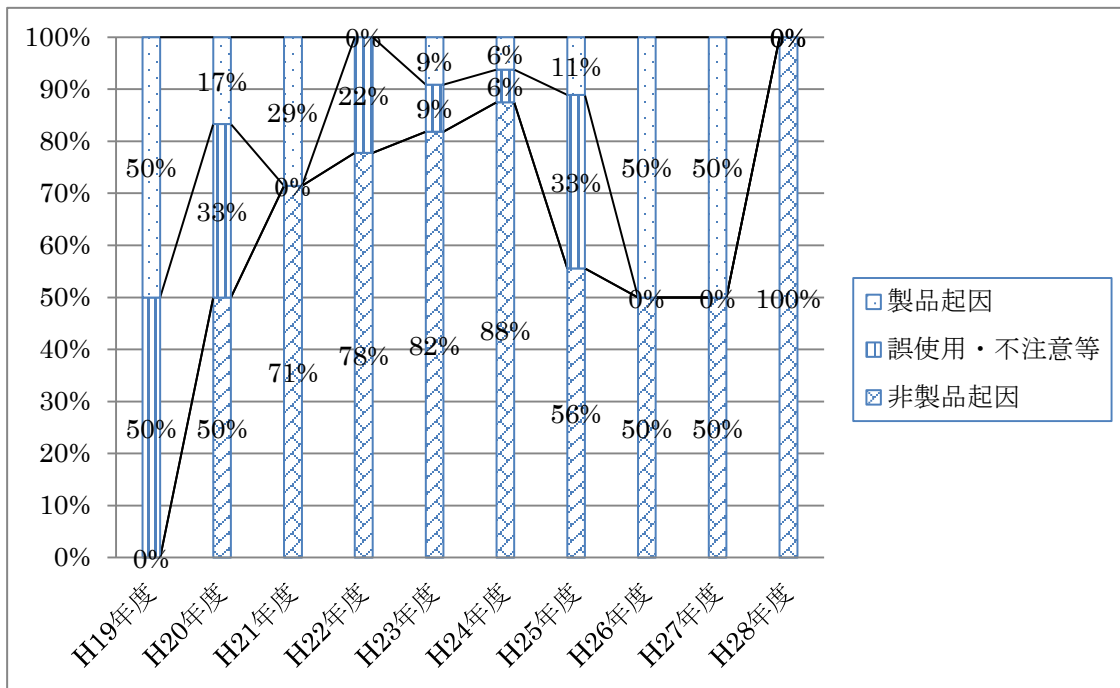
92件中、「製品起因」が13件（14%。うちリコール未対策品2件）で、ヒールの耐衝撃性が不十分であったこと、靴底が滑りやすかったことが主な事故原因であった。他方、「非製品起因」が54件（59%）で最も多かった。

<靴の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	13 (14%)	・ヒールの耐衝撃性が不十分であったことが影響 ・靴底が滑りやすかったことが影響 ・ソールの接着不良に経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	10 (11%)	・トレーニング効果のある製品でバランスを崩したことが影響 ・雨で濡れた路面で滑ったことが影響 ・ソールが摩耗していたことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	54 (59%)	・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度1～3件で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

＜靴の事故原因区分の年度別推移＞



⑤ 収納家具

計受付件数23件のうち、事故原因が判明した20件について整理・分析を行った。

<収納家具の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
1	4	0	4	1	1	2	3	
平成27年度	平成28年度	合計						
2	5	23						

<収納家具のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
0	0	0	0	0	1	0	1	
平成27年度	平成28年度	合計						
1	0	3						

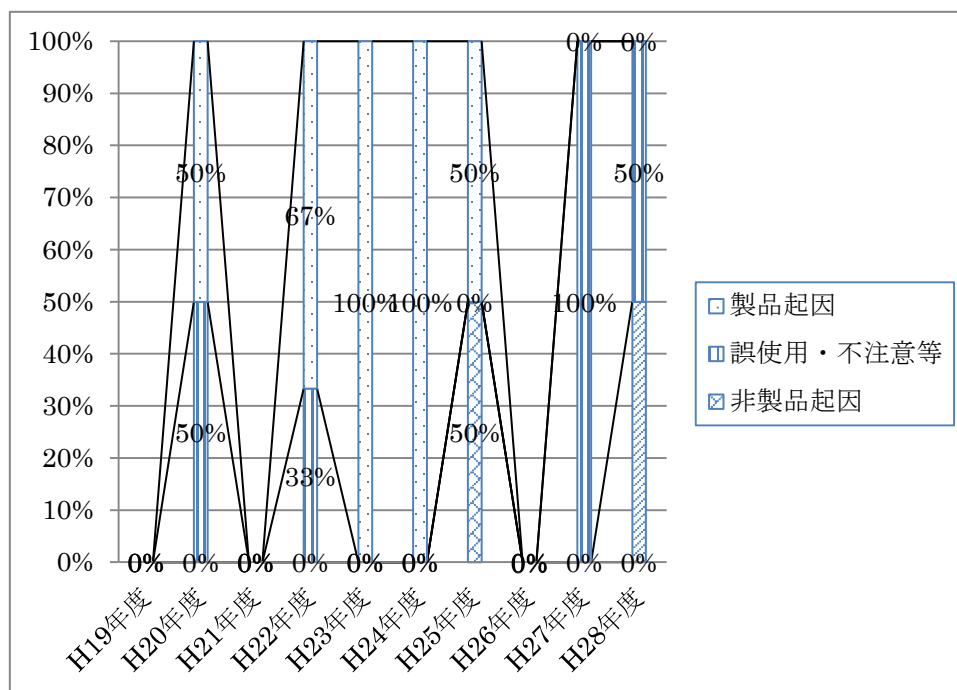
20件中、「製品起因」が10件（50%。うちリコール未対策品3件）で、主な事故原因は戸車が脱輪しやすい構造であったことや、接合強度の不足が影響したものであった。

<収納家具の事故原因区分別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	10 (50%)	・戸車が脱輪しやすい構造であったため、扉の開閉の際に戸車が脱輪し、扉が落下。 ・観音開き式ガラス扉が、木製枠の接合強度不足により落下。
【誤使用・不注意等】	6 (30%)	・使用者が組立説明書どおりに組み立てを行わなかったことにより、ダボに異常な負荷がかかって折損し、板材が落下。
【設置・修理不良等】	1 (5%)	・壁面に固定するために使用するねじが、施工事業者用資料に記載されていた長さよりも短いねじで施工していたことにより十分な固定力が得られず製品が落下。
【非製品起因】	1 (5%)	・転倒防止措置を施さずに設置されていたため転倒に至ったもの。

年度別に事故原因区分の内訳をみると、原因区分が各年度ではらついている。

<収納家具の事故原因区分の年度別推移>



3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

(1) 事業者の自主リコールの状況

平成28年度に、事業者が製品交換・無償修理等を行う自主リコールを開始した件数は91件であった。平成19年度以降、自主リコールの累計は1223件となった。

＜各年度のリコール開始件数＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99
計	179	165	130	127	113	91	116
	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
重大事故契機	24	17	18				
非重大事故契機	91	79	73				
計	115	96	91				

平成28年度に、重大製品事故の発生を受けて自主リコールを実施した件数は18件であった。平成19年度以降、重大製品事故契機の自主リコールの累計は250件となった。

(電気製品)

- ・電気ストーブ（カーボンヒーター）（椋山紡織株式会社）
- ・電気温風機（セラミックファンヒーター）（株式会社電響社）
- ・水槽用サーモスタット付ヒーター（ジェックス株式会社）
- ・電動アシスト自転車用バッテリー（株式会社THE Ne0）
- ・照明器具（投光器、充電式）（株式会社グッド・グッズ）
- ・除湿機（アイリスオーヤマ株式会社）
- ・ウォーターサーバー（株式会社ウォーターダイレクト）
- ・電動アシスト自転車用バッテリー（パナソニック サイクルテック株式会社）
- ・照明器具（センサー付）（新潟精機株式会社）
- ・リチウム電池内蔵充電器（株式会社ハック）
- ・扇風機（パナソニック株式会社）
- ・水槽用ウォータークーラー（ジェックス株式会社）
- ・温水式浴室暖房乾燥機（株式会社ノーリツ）
- ・ウォーターサーバー（株式会社スイソサム）

その他の製品

- ・両手圧力鍋（SIS株式会社）
- ・運動器具（チューブを使用した運動器具）（株式会社クロスワーク）

(2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

リコール開始後、事業者が製品の回収等を行っているにも係わらず、未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故が年間100件前後発生しており、重大製品事故全体の約1割を占めている。リコール未対策品における重大製品事故が発生した場合は、消費者庁の当該重大製品事故の公表の際、リコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施している。

<リコール未対策品による重大製品事故の発生状況>

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	42	29	24	29	11	14	15
石油ふろがま	2	9	8	1	7	5	6
石油ストーブ	0	1	4	11	9	5	2
電気こんろ	45	30	10	8	13	10	6
電子レンジ	8	16	14	17	8	10	8
電気ストーブ	5	8	9	11	10	8	8
エアコン	3	5	8	9	5	7	9
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	4	4	1	2	3	6
電気洗濯機	2	1	1	1	7	7	11
自転車用幼児座席	0	0	0	8	5	1	0
パソコン	1	2	2	0	0	2	2
その他	30	35	27	41	47	65	61
計	147	145	113	141	125	144	142

(注)上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

＜リコール未対策品による重大製品事故の発生状況（続き）＞

製品名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
石油給湯機	5	7	2
石油ふろがま	5	3	7
石油ストーブ	4	3	4
電気こんろ	8	6	2
電子レンジ	8	5	5
電気ストーブ	5	13	12
エアコン	9	4	6
ガスふろがま	5	1	-
電気洗濯乾燥機	3	1	-
電気洗濯機	5	3	-
自転車用幼児座席	0	-	-
パソコン	16	16	4
その他	49	38	47
計	122	100	89

(注) 上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

リコール未対策品の事故が、リコール開始の原因と同一の事故（リコール同一原因の事故）か否かの特定は、事業者の報告後の調査によって判明する。

平成 19 年度以降、リコール未対策品による重大製品事故は、合計 1268 件報告されているが、調査の結果、約 8 割にあたる 1088 件がリコール同一原因の事故と判明し、残り 2 割はリコール同一原因ではなかった。

平成 28 年度におけるリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故は 76 件であった。

＜リコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故発生状況＞

製品名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
石油給湯機	41	29	22	26	10	14	12
石油ふろがま	2	8	8	1	7	5	4
石油ストーブ	0	0	2	3	2	2	2
電気こんろ	29	28	10	8	12	9	6
電子レンジ	8	13	13	17	7	9	7
電気ストーブ	4	9	9	9	10	8	8
エアコン	1	3	8	9	9	5	9
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	3	2	1	0	2	5
電気洗濯機	3	1	2	3	6	6	11
自転車用幼児座席	0	0	0	4	6	0	0
パソコン	1	2	2	0	0	2	2
その他	24	33	25	35	30	43	52
計	122	134	105	120	94	112	128

製品名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
石油給湯機	5	6	1
石油ふろがま	4	3	7
石油ストーブ	3	2	2
電気こんろ	8	6	1
電子レンジ	9	7	5
電気ストーブ	4	13	12
エアコン	9	4	5
ガスふろがま	5	1	1
電気洗濯乾燥機	3	1	0
電気洗濯機	5	4	0
自転車用幼児座席	0	0	0
パソコン	16	15	3
その他	46	33	39
計	117	95	76

(3) リコールフォローアップの実施状況

リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合、経済産業省は事業者からリコール対策の取組状況を聴取し、効果的なリコール対策の検討等を指導するリコールフォローアップを実施している^(注)。

(注) 平成25年2月に、リコール中のTDK製加湿器による火災で死亡事故が発生したこと、また、リコール中の製品で火災等の重大事故が再発している状況等を踏まえ、経済産業省は、重大事故報告制度が創設された平成19年度以降に、リコール同一原因による重大製品事故が再発した127製品のうち、高齢者・子供用製品や重大製品事故が多発している製品等、28製品について、各社の取組状況の点検を実施した。

この結果を踏まえ、同年4月26日、経済産業省は消費者庁と連携して、リコール実施中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者(91社)に対し、製品特性や使用者層、使用地域等を踏まえた効果的な追加対策の検討を要請。同時に、販売事業者(3団体)に対しても、製造・輸入事業者からの要請に応じ、リコール情報を消費者に提供するよう協力を要請した。

(4) 事業者のリコール追加対策の取組状況

平成28年度にリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故が複数(3件以上)発生している8製品(37件)において、製造事業者等が実施したリコール追加対策の取組状況は、以下のとおり。

製品名、平成28年度に発生した重大製品事故の件数

- 会社名
- リコール開始日
- 事故原因

【平成28年度に実施した取組】(主な取組)

① 電子レンジ 3件

小泉成器株式会社

平成19年9月12日開始

当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起り、出火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ Web 広告の掲載

② リチウム電池内蔵充電器 8件

株式会社ハック

平成28年11月18日開始

リチウムイオン電池セルの不具合により、異常発熱し、出火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ 販売店での店頭告知
- ・ 把握できている顧客へのDM送付
- ・ インターネットサイト（ヤフー）へのバナー掲載

③ 石油ふろがま 6件

株式会社長府製作所

平成19年7月27日開始

点検用コネクタ（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず出火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ 製品安全月間でのチラシ配布

④ 電気ストーブ（カーボンヒーター）6件

ユアサブライム株式会社

平成28年3月19日開始

強弱切替用に使用されているダイオードの一部に不良部品が混入したことにより、ダイオードが異常発熱し、発煙・発火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ 新聞社告掲載
- ・ 取扱販売店での店頭告知
- ・ ダイレクトメール発送
- ・ 経済産業省及び消費者庁のプレスリリース

⑤ ノートパソコン用バッテリーパック 4件

パナソニック株式会社

平成26年5月28日開始

当該製品のリチウムイオン電池セルの不具合により、異常発熱し、出火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ 顧客への電話連絡
- ・ 修理依頼品での対象品交換
- ・ 新聞折り込みチラシ
- ・ ウィンドウズアップデートを經由したドライバーソフトの配信による交換促進画面の表示
- ・ 上記ページの内容更新と画面再表示の間隔短縮
- ・ 上記ページ表示後の強制充電停止措置開始
- ・ 関連商品販売時のチラシ配布
- ・ 展示会等でのチラシの配布

⑥ 扇風機 3件

パナソニック エコシステムズ株式会社

平成29年1月24日開始

製造上の不具合により、異常発熱し、出火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ 新聞によるリコール社告の実施
- ・ 販売店に対し書面、およびチラシにて市場対策を要請
- ・ 販売店、ショールームにポスター掲示
- ・ 顧客名簿により、電話での連絡又はDM発送
- ・ 教育委員会・市役所からの情報提供に基づく学校件名に対する特別隊編成による交換・設置
- ・ 新聞折り込みチラシ実施予定（2017年5月29日～6月22日）

⑦ エアコン（室外機） 4件

ダイキン工業株式会社

平成16年10月18日開始

当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ ケーブルテレビ放映
- ・ ユーザーからの電情報受付
- ・ チラシ配布
- ・ リコールプラス掲載
- ・ ケアマネジングオンライン

⑧ 除湿機 3件

アイリスオーヤマ株式会社

平成28年8月24日開始

当該製品の転倒時オフスイッチの不具合により、当該スイッチが異常発熱し、発煙・発火。

【平成28年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ ダイレクトメール発送（インターネット、家電量販店、通販での購入者）
- ・ ダイレクトメールに対し返答のない顧客への電話連絡
- ・ 販売店店頭告知示

4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

平成19年度から平成28年度までに報告があった重大製品事故のうち、事故原因が経年劣化に起因する事故^{注)}に関して、長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の対象品目について整理するとともに、対象品目以外の製品で経年劣化に起因する事故が発生している製品について整理を行った。

^{注)}：経年劣化に起因する事故：設計・製造上の瑕疵がないにもかかわらず、製品の長期使用に伴い製品の部品・材料が本来果たすべき機能を発揮できなくなった結果生じた事故。なお、抽出にあたっては、重大製品事故及びNITE事故情報データベースの事故を品目ごとに集計してバスタブカーブ（事故率曲線）を求め、摩耗故障期に起こった重大製品事故について事故内容の精査を行う。

(1) 点検制度の対象品目

① 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

平成28年度に経年劣化起因の事故が1件発生した。原因は、ホコリが堆積し、燃烧空気を分配する整流板の穴が閉塞したことにより、燃烧バランスが崩れ焼損に至ったもので、使用期間は16年であった。

② 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

平成28年度に経年劣化事故は発生しなかった。

③ 石油給湯機

平成28年度に経年劣化起因の事故が2件発生した。原因は、Oリング及び電磁ポンプ内部の弁体に硬化・収縮により機器内部に漏れた灯油の気化（使用期間20年）、熱交換器のスス堆積による機器内部温度上昇及び電磁ポンプのOリング劣化による灯油漏れ（使用期間22年）であった。

④ 石油ふろがま

平成28年度に経年劣化起因の事故が3件発生した。これまでに発生した経年劣化事故は17件となった。原因は、土台と缶体との間の隙間に漏れた炎や高温の燃烧ガスにより送油ゴムホースを過熱し、灯油が漏れ、灯油が燃烧室内底部に浸み込み気化、（使用期間30年）、内部にホコリが堆積したため、電源基板の電源コード接続部でトラッキングの発生（使用期間18年）などであった。

⑤ 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

平成28年度に経年劣化事故は発生しなかった。

⑥ ビルトイン式電気食器洗機

平成28年度に経年劣化起因の事故が1件発生し、これまでに発生した経年劣化事故は11件となった。原因は洗浄ポンプのオイルシールが摩耗して洗浄水やすすぎ水が漏れ、排水ポンプ用コネクター内に浸入したことにより、コネクター端子間にトラッキング現象が発生して出火に至ったもので使用期間は11年であった。

⑦ 浴室用電気乾燥機

平成28年度に経年劣化事故は発生しなかった。

(2) 表示制度の対象品目

① 扇風機

平成28年度に経年劣化起因の事故が6件発生した。原因は、モーターのコイルが経年劣化しレイヤショート(使用期間40年)、モーター用コンデンサーの絶縁性能が低下による内部短絡(使用期間15年、40年2件、44年)、モーターの軸受が固着したことによるモーター巻線の異常発熱で(使用期間47年)であった。

② エアコン

平成28年度に経年劣化起因の事故が1件発生した。原因はファンモーターの絶縁性能低下で使用期間は40年であった。

③ 換気扇

平成28年度に経年劣化起因の事故が2件発生した。原因は、運転コンデンサーの絶縁劣化(使用期間16年)、モーターの異常発熱(使用期間35年)であった。

④ 電気洗濯機(乾燥装置を有するものを除く)

平成28年度に経年劣化事故は発生しなかった。

⑤ テレビ（ブラウン管型）

平成28年度に経年劣化起因の事故が1件発生した。原因は内部部品の劣化及びホコリの堆積に伴う発火で、使用期間は32年であった。

(3) 対象製品以外で注目する製品

① 屋外式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

平成28年度に2件発生した。原因は、ガスパイプ継手及びガス接続口金具の腐食に伴う亀裂によるガス漏れ（使用期間17年）、ダイヤフラムの劣化に伴う亀裂によるガス漏れ（使用期間27年）であった。

② 屋外式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

平成28年度に経年劣化起因の事故が2件発生した。原因は、土台と缶体との間の隙間に漏れた炎や高温の燃焼ガスにより送油ゴムホースを過熱し、灯油が漏れ、灯油が燃焼室内底部に浸み込み気化（使用期間30年）、内部のホコリ堆積による電源基板の電源コード接続部でのトラッキング（使用期間18年）であった。

③ 電気冷蔵庫

平成28年度に経年劣化起因の事故が2件発生した。原因は、PTC素子へ熱ストレスがかかり素子割れが生じたことによるPTC素子への過電流（使用期間31年）及びコンプレッサー始動リレーの樹脂ケースの絶縁劣化による端子間でのトラッキング現象が生じた（使用期間38年）ものなどであった。

④ 電子レンジ

平成28年度に経年劣化起因の事故は発生しなかった。

⑤ 照明器具（蛍光灯器具）

平成28年度に経年劣化起因の事故が9件発生した。原因は、電解コンデンサーの絶縁劣化（使用期間13年2件、15年）、安定器の巻線部の絶縁劣化によるレイヤショート（使用期間10年、30年、32年）、フィルムコンデンサー接続部の接触不良（使用期間13年、22年）、インバーター基板のフィルムコンデンサーの絶縁劣化（使用期間15年）であった。

⑥ インターホン

平成28年度に経年劣化起因の事故が1件発生した。原因は電子部品の経年劣化に伴う絶縁不良（使用期間20年）であった。

⑦ 温水洗浄便座

平成28年度に経年劣化起因の事故は発生しなかった。

(4) 対象品目の見直し状況

現在、点検制度・表示制度の対象とされていない製品について、経年劣化に起因する重大製品事故の発生率（年平均）を計算したところ、すべての製品が1ppm未満であったため、新たに対象品目として追加する製品はなかった。また、事故件数及び事故内容から、経年劣化の表示が必要と認められる製品はなかった。今後も、経年劣化事故の分析等を踏まえつつ、必要に応じて、対象品目の追加等を検討する。

<年度別経年劣化が原因とみられる事故の発生状況（5年間の推移）>

	製品名	経年劣化事故発生年度						計
		H23 以前	H24	H25	H26	H27	H28	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）	9				1	1	11
	屋内式ガスふろがま（TG用・LPG用）	3	1			2		6
	石油給湯機	26		5	6	4	2	43
	石油ふろがま	7	1	4	1	1	3	17
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機			1				1
	ビルトイン式電気食器洗機	6	1	1	1	1	1	11
	浴室用電気乾燥機		1	1		1		3
表示制度	扇風機	74	3	14	2	5	6	104
	エアコン（電気冷房機を含む）	22	1	3	2	2	1	31
	換気扇	19	5	4	3	1	2	34
	電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）	4				1		5
	ブラウン管テレビ	20		1			1	22
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）	19		3	2		2	26
	屋外式ガスふろがま（TG用・LPG用）	9	3		1	1	2	16
	電気冷蔵庫	17	5	2		2	2	28
	電子レンジ	16		1				17
	照明器具（蛍光灯器具）	20	6	5	7	12	9	59
	インターホン	8			3		1	12
	温水洗浄便座	9	1	1	2			13

＜経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況＞

	製品名	経過期間							計	
		10年未満	10年以上 15年	15年以上 20年	20年以上 25年	25年以上 30年	30年以上 35年	35年以上 40年		40年以上
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）		3	5	3					11
	屋内式ガスふろがま（TG用・LPG用）			1	1	3	1			6
	石油給湯機		10	8	10	8	5			41
	石油ふろがま			3	1	4	7	2		17
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機			1						1
	ビルトイン式電気食器洗機		4	5	1					10
	浴室用電気乾燥機		1	1			1			3
表示制度	扇風機		2	1	6	1	11	45	38	104
	エアコン(電気冷房機を含む)		3	9	3	5	6	2	2	30
	換気扇		2	3	3	3	9	12	1	33
	電気洗濯機(乾燥装置を有するものを除く)			1	1	2	1			5
	ブラウン管テレビ		3	5	11	2	1			22
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）		3	8	11	4				26
	屋外式ガスふろがま（TG用・LPG用）		4	3	3	4	1	1		16
	電気冷蔵庫			4	3	2	15	4		28
	電子レンジ		1	14	1		1			17
	蛍光灯器具	2	14	10	7	10	9	2	3	57
	インターホン		2	2	5			1		10
	温水洗浄便座			3	5	2	1		1	12

(5) 点検制度の施行状況について

① 所有者情報の登録状況

所有者情報の累計登録件数は、平成28年3月末で約796万件となり、前年同期に比して約109万件増加し、製造・輸入された特定保守製品の累計台数に対する登録率は約39%、前年同期に比して約0.4%増加した。

機器別の所有者情報の登録状況は以下のとおり。

<ガス機器>

製造・輸入台数全体の約29%を占めるガス機器の所有者情報の登録累計件数は、約254万件となり前年同期に比して約28万件増加した。

<石油機器>

同じく全体の約22%を占める石油機器の所有者情報の登録累計件数は、約176万件となり、前年同期に比して約24万件増加した。

<電気製品>

同じく全体の約49%を占める電気製品の所有者情報の登録累計件数は、約367万件となり、前年同期に比して約57万件増加した。

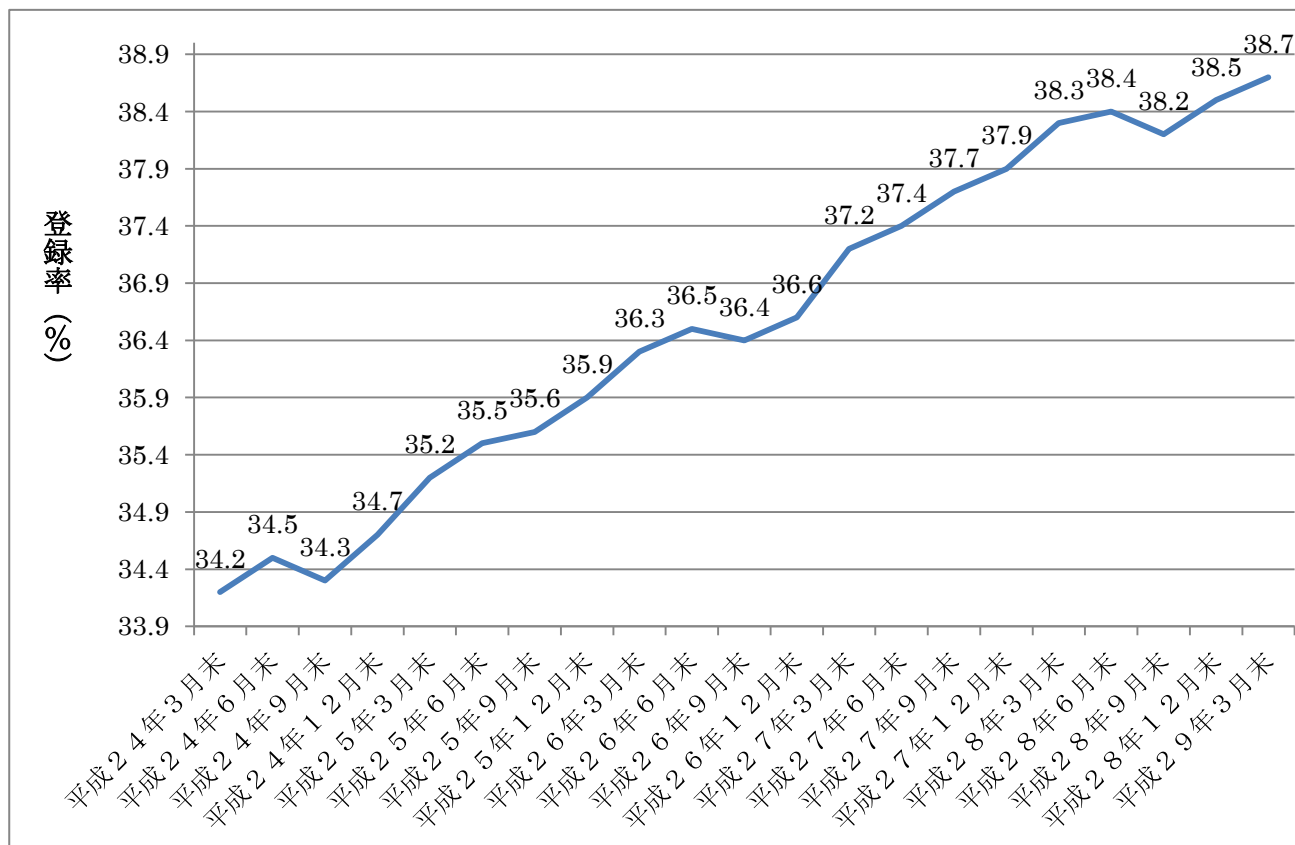
<平成29年3月末現在の所有者情報の登録状況>

		所有者情報 登録累計件数 (千件) (前年同期)	製造・輸入 累計台数 (千台) (前年同期)	累計登録率 (前年同期)	28年度 登録率
合 計		7,965(6,876)	20,607(17,964)	38.7%(38.3%)	41.2%
機 器 別	ガス機器	2,536(2,254)	5,889(5,256)	43.1%(42.9%)	44.7%
	石油機器	1,763(1,524)	4,541(3,975)	38.8%(38.3%)	42.1%
	電気製品	3,666(3,098)	10,178(8,733)	36.0%(35.5%)	39.4%
品 目 別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都)	1,186(1,056)	2,434(2,172)	48.7%(48.6%)	49.6%
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LP)	771(676)	2,289(2,029)	33.7%(33.3%)	36.5%
	屋内式ガスふろがま(都)	465(419)	824(746)	56.4%(56.2%)	59.0%
	屋内式ガスふろがま(LP)	114(103)	341(309)	33.4%(33.2%)	35.2%
	石油給湯機	1,222(1,056)	2,921(2,560)	41.8%(41.2%)	46.2%
	石油ふろがま	86(77)	230(208)	37.3%(37.0%)	40.2%
	密閉燃焼式石油温風暖房機	454(392)	1,390(1,207)	32.7%(32.5%)	34.3%
	ビルトイン式電気食器洗機	1,670(1,415)	4,361(3,798)	38.3%(37.2%)	45.2%
	浴室用電気乾燥機	1,997(1,683)	5,816(4,936)	34.3%(34.1%)	35.6%

*集計の修正等により前年度の数値を修正している箇所があります。

平成24年6月の「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説（ガイドライン）」の見直し以降、各関係者において、順次、対策がとられているところであり、登録率は年々上昇傾向にある。

<所有者情報の登録率の推移>



② 制度の一層の定着に向けた取組

a. 経済産業省における取組

- 平成24年6月、ガイドラインの見直し（所有者票等への黄色系統の使用、所有者票の簡素化等の所有者票の改善、統一ロゴマークの設定、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載の推奨、販売事業者等の所有者情報の提供への協力）。
- 平成24年7月、流通関係、不動産・建築関係を含む事業者団体等（約80社・団体）へ文書を発出し、当該ガイドラインの改定内容の周知と協力を要請（併せて、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載を推進するよう要請）。
- 平成24年9月、長期使用製品安全点検制度（以下、「点検制度」）の解説のためのリーフレット（事業者向け約10万部、消費者向け約15万部）等を作成

し、特定保守製品取引事業者（販売事業者等）、関連事業者、消費者等に対し配布。

- 平成26年度製品安全セミナーにおいて点検制度の概要説明及び消費者向けリーフレットを配布。関連事業者団体主催シンポジウム（10月開催）の後援及びリーフレットの配布。
- 平成27年5月より、製造及び販売（取引）等を含む事業者団体（38社・団体）へ文書を発出し、所有者に対する本制度の説明の徹底、所有者票の代行記入・登録に対する協力、定期的な点検等の際の登録の確認、賃貸住宅の所有者等に対する協力、を要請。
- 平成27年度製品安全セミナーにおいて点検制度の概要を説明。
- 関連事業者（設置・修理）の協力を得やすくするため、関連事業者向けの発言要領（チラシ）の配布（平成28年度）

b. 関係工業会における取組

- 制度の周知及び所有者情報の登録促進を図るためのチラシを配布。
- 各種媒体・機会（ホームページ、講習会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。
- ガス機器点検員資格制度（ガス点検員育成のための業界自主資格制度）における点検員用名刺への点検制度の統一ロゴマークを使用したシールの貼付。
- 一般消費者向けの啓発ビデオを制作。（平成27年度）

c. 特定製造事業者等における取組

- 各種媒体・機会（ホームページ、修理訪問時、商品説明会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。
- 所有者票、製品の取扱説明書、製品カタログ、自社ホームページ等における点検制度の統一ロゴマークの掲載。
- 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載。
- 所有者票登録率の向上のため、販売事業者等の取組みについて優良事例をチラシで取引先に配布。
- 所有者情報を登録した所有者に対し、メーカー保証期間の延長。
- 所有者情報を登録した所有者に対し、抽選で商品券を進呈。（平成27年度）
- 所有者情報を登録した所有者に対し、自社ポイントを付与。（平成27年度）
- 特定保守製品設置時における所有者登録の覚知強化のため、シール、チラシ等の製品本体への貼付。（平成28年度）

燃料機器（ガス・石油機器）、電気製品共に、平成29年3月までに、主な特定製造事業者等のほとんどが黄色系統の所有者票等を使用している。

これらの結果、主な特定製造事業者等が各月に生産した特定保守製品のうち、所有者票等への黄色系統の使用又は所有者票の簡素化措置が講じられているものの割合を推計すると、下表のとおりとなる。

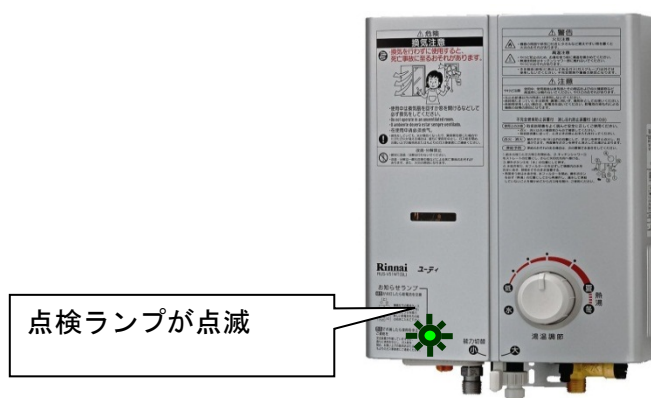
＜主な特定製造事業者等における所有者票の改善対策の実施状況＞

改善対策	機器の種類	平成24年6月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
所有者票等への黄色系統の使用	燃焼機器	3割程度	8割程度	9割程度	9割程度	9割程度	9割程度
	電気製品	5割程度	8割程度	9割程度	9割程度	9割程度	9割程度
所有者票の簡素化	燃焼機器	—	5割程度	9割程度	9割程度	9割程度	9割程度
	電気製品	1割程度	8割程度	9割程度	10割	10割	10割

③ 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載

点検制度を補完するものとして、経済産業省より、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能搭載の一層の推進を要請したところ、関係工業会では、自主基準を設け、当該機能を搭載した機器の普及を促進している。

＜小型湯沸器の点検時期お知らせ機能の表示イメージ＞



※使用回数や使用時間などにより、使用年数を推計し、使用時間が設計標準使用期間を過ぎると当該製品の表示部にランプを点滅させるなどして、所有者に対して点検時期の到来の目安を知らせる。メーカー等の点検員のみがリセットできるようにし、その際に、所有者に対し点検を促す。

平成28年度に主な特定製造事業者等が生産した特定保守製品におけるお知らせ機能の搭載状況は以下のとおり。

<ガス機器>

屋内式ガス瞬間湯沸器（都・L P）、屋内式ガスふろがま（都・L P）とも、ほぼ全ての製品にお知らせ機能が搭載されている。

<石油機器>

関係工業会の自主基準によりガス機器、石油給湯機については平成22年以降、機能の搭載が推進されており、石油給湯機については、平成24年度から3割程度増加し9割程度の製品にお知らせ機能が搭載されている。また、季節商品であり夏場には取り外される（電源が抜かれる）密閉式石油温風暖房機は、平成24年度の2割程度から10割と大幅に増加している。

石油ふろがまについては、関係工業会の自主基準により平成24年以降、機能の搭載が推進されており、平成26年4月より機能が搭載された製品の出荷が開始されていることから、9割程度に増加している。

<電気製品>

ビルトイン式電気食器洗機については、9割以上の製品にお知らせ機能が搭載されている。

浴室用電気乾燥機については、関係工業会により平成24年に機能を搭載する場合の考え方が示されたこと等により平成24年度から3割強増加し、7割程度の製品に搭載されている。

＜主な特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率
（平成24、25、26、27、28年度生産分）＞

	H24 搭載率	H25 搭載率	H26 搭載率	H27 搭載率	H28 搭載率
屋内式ガス瞬間湯沸器（都）	94%	94%	98%	98%	98%
屋内式ガス瞬間湯沸器（LP）					
屋内式ガスふろがま（都）	92%	89%	90%	93%	95%
屋内式ガスふろがま（LP）					
石油給湯機	52%	72%	74%	81%	87%
石油ふろがま	0%	0%	48%	72%	94%
密閉式石油温風暖房機	16%	66%	95%	98%	100%
ビルトイン式電気食器洗機	95%	95%	97%	97%	98%
浴室用電気乾燥機	43%	60%	69%	72%	71%

（出所）（一社）日本ガス石油機器工業会、（一社）日本電機工業会調べ。

5. N I T E の製品事故情報収集の状況

(1) 平成28年度の製品事故情報収集の概要

平成28年度にN I T Eが収集した製品事故情報（重大製品事故及び非重大製品事故の合計）は、2487件であった（前年度比369件減少、12.9%減）。

複数の機関（情報源）から通知・報告された情報のうち重複分を除いた製品事故情報は、2205件で、品目別に前年度の件数と比較すると、増加した品目は家具・住宅用品（39件増）、繊維製品（20件増）と乳幼児用品（3件増）で、減少した品目は、家庭用電気製品（263件減）、燃焼器具（25件減）、レジャー用品（24件減）等であった。

<N I T Eが収集した事故情報件数の推移>

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度(構成比)	増減	前年度比
家庭用電気製品	1635	1669	1460	1720	1448 (58%)	-272	-15.8%
台所・食卓用品	178	90	80	20	16 (1%)	-4	-20.0%
燃 焼 器 具	861	1156	918	660	574 (23%)	-86	-13.0%
家具・住宅用品	255	234	149	114	152 (6%)	38	33.3%
乗物・乗物用品	112	117	96	82	59 (2%)	-23	-28.1%
身のまわり品	429	190	153	93	76 (3%)	-17	-18.3%
保健衛生用品	23	21	21	11	9 (0%)	-2	-18.2%
レジャー用品	60	53	51	51	28 (1%)	-23	-45.1%
乳 幼 児 用 品	14	674	16	11	13 (1%)	2	18.2%
織 維 製 品	28	21	10	94	112 (5%)	18	19.2%
そ の 他	0	1	1	0	0 (0%)	0	0.0%
合計	3595	4226	2955	2856	2487 (100%)	-369	-12.9%

注)・同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合に、それぞれを1件として算出した数。N I T Eが収集した重大製品事故は966件、非重大製品事故は1512件であった。

<N I T Eが収集した事故情報件数の推移（重複を除いたもの）>

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度(構成比)	増減	前年度比
家庭用電気製品	1472	1485	1290	1573	1312 (60%)	-263	-16.7%
台所・食卓用品	177	88	75	19	16 (1%)	-3	-15.8%
燃 焼 器 具	614	801	624	476	449 (20%)	-25	-5.3%
家具・住宅用品	243	224	135	110	148 (7%)	39	35.8%
乗物・乗物用品	101	110	89	73	52 (2%)	-21	-28.8%
身のまわり品	415	185	135	81	70 (3%)	-8	-10.3%
保健衛生用品	23	20	20	9	9 (0%)	0	0.0%
レジャー用品	57	52	48	49	25 (1%)	-24	-49.0%
乳 幼 児 用 品	14	674	15	10	13 (1%)	3	30.0%
織 維 製 品	26	21	10	91	111 (5%)	20	22.0%
そ の 他	0	1	1	0	0 (0%)	0	0.0%
合計	3142	3661	2442	2491	2205 (100%)	-282	-11.3%

注)・同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合に、1件として算出した数。

品目別の構成比は、家庭用電気製品が59.5%を占め、燃焼器具が20.4%で上位2品目は大きな変動はなかったが、繊維製品は平成26年度の0.4%から前年度3.7%、今年度5.0%と増加した。これは、同一事業者から同一製品の事故情報があったためである。

平成28年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたため、事故件数が増加した製品は次のとおり。

- ・衣類（111件、前年度との差22件増）

一方、前年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたが、平成28年度は、事故の発生が大幅に減少したため、事故件数が減少した製品は次のとおり

- ・ACアダプター（112件、前年度との差144件減）
- ・パソコン（261件、前年度との差147件減）
- ・フードミキサー（2件、前年度との差53件減）

事故情報の情報源別件数は、事業者からの報告が最も多く（1070件）、情報源別の構成比は43%で、前年度と比較すると254件減少した。

＜NITEが収集した事故情報件数の情報源の推移＞

情報提供元 (報告者/通知者)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	(構成比)	増減	前年度比
製造事業者等	1479	2203	1075	1324	1070	43.0%	-254	-19.2%
自治体等	279	323	339	309	310	12.5%	1	0.3%
消費生活センター等	503	443	308	154	119	4.8%	-35	-22.7%
国の機関	重大製品事故	1061	961	887	894	31.9%	-101	-11.3%
	その他	190	278	315	150	7.1%	26	17.3%
消費者及び消費者団体等	0	2	2	0	0	0.0%	0	0.0%
その他	82	14	27	25	19	0.8%	-6	-24.0%
小計	3594	4224	2953	2856	2487	100.0%	-369	-12.9%
新聞情報等	1	2	2	0	0	0.0%	0	0.0%
合計	3595	4226	2955	2856	2487	100.0%	-369	-12.9%

注)「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。

(2) 平成28年度の事故情報上位品目

平成28年度事故情報の上位製品となったパソコンについては、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告された件数が前年度に比して大幅に減少したといえども、尾を引いて報告されたことによる。ACアダプターのほかには、ガス給湯機とガスこんろが、前年度と比較して大きく減少している。

<N I T Eが収集した事故情報上位品目の件数の推移>

製 品	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	件数増減	前年度比
パソコン	23	23	21	130	8	11	7	5	380	261	-147	-36.0%
ACアダプター	37	95	28	75	523	79	176	113	256	151	-22	-12.7%
ガスふろがま (ガス給湯機付含)	211	184	146	236	319	291	281	267	172	112	-144	-56.3%
ガス給湯機	114	93	77	121	134	124	395	261	133	111	20	22.0%
ガスこんろ	637	316	181	164	136	116	110	119	106	107	5	4.9%
エアコン	142	147	103	133	94	99	109	79	103	106	-27	-20.3%
衣 類	15	23	14	20	21	21	14	11	89	82	6	7.9%
電気ストーブ	401	258	171	106	110	187	128	67	69	81	-26	-24.3%
石油ストーブ	276	145	91	68	100	81	75	60	63	70	-10	-12.5%
照明器具	42	60	43	35	55	27	27	63	57	70	0	0.0%

(3) 非重大製品事故情報の活用状況

非重大製品事故情報は、重大製品事故報告とともに、経済産業省、消費者庁、N I T Eの3者で定期的に安全対策の検討を行い、事故の再発防止、未然防止に活用している。事故情報が、事業者の自主リコールや注意喚起に繋がった事例は、以下のとおり。

<事例1：輸入事業者からの通知>使用中の電気こたつのヒーターユニットが脱落し、周辺を焦がすなどした事故が複数件発生した。N I T Eの調査によって、ヒーターユニットをやぐらに固定する部品の材料が不適切であることが判明し、同種事故の報告をN I T Eに行い、製品の回収を実施。

<事例2：輸入事業者からの通知>自転車で走行中、空回りしたペダルで足に裂傷を負う事故が発生。ギヤ部分の肉厚不足等の成形不良が原因と判明し、無償点検する措置を実施。

<事例3：輸入事業者からの通知>リチウムイオンバッテリーを搭載したモバイルバッテリーを充電中に発火する事故が、複数の事業者製品で発生。バッテリーセルの内部短絡を検知するなどの装置がなく、安全に機能停止することが困難である旨を事業者に説き、いずれの事業者も製品の回収を実施。

(4) N I T Eにおける製品事故の未然防止対策の取組状況

N I T Eが実施している従来の再発防止業務に加え、製品事故の未然防止対策を検討し、流通事業者から提供された修理受付情報等に基づく予兆分析結果とN I T Eの保有する事故調査資料を基に、事業者の自主的な未然防止対策に有用と考えられる予兆から事故発生に至る事故発生シナリオの作成を平成28年度から開始した。

さらに、昨今の輸入製品による事故の増加に対応するため、海外情報の収集・分析や国際連携業務も実施した。

(5) 高齢者関連事故の収集

平成24年度から平成28年度までの5年間にN I T Eに通知された死亡事故は、合計209件あった。

そのうち、被害者の年齢が判明した事故は178件で、65歳以上の死亡事故は126件（約71%）となっている。

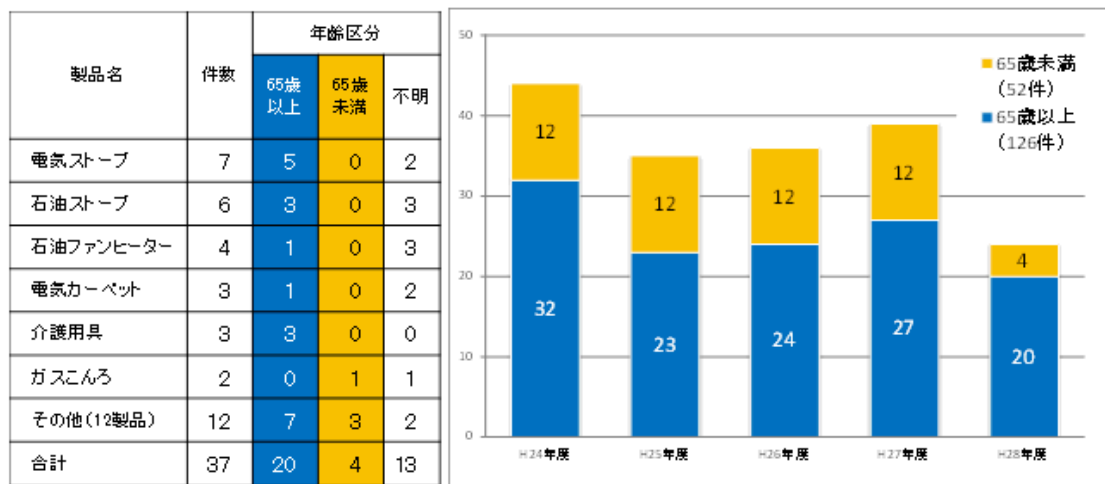
平成28年度に限ると死亡事故37件のうち、被害者の年齢が判明した事故は24件あり、65歳以上は20件（約83%）であった。

高齢者の死亡事故について、製品別でみると電気ストーブ、石油ストーブ、介護用具で複数件の事故が発生している。

高齢者の場合、とっさに危険を回避することが困難であることが考えられ、事故が発生したときに被害が大きくなる傾向があると考えられる。

平成28年度に収集した死亡事故

平成24年度～28年度の死亡事故207件のうち、年齢が判明した178件の高齢者の割合



N I T Eでは、平成28年度9月に、高齢者による事故が多い【介護ベッド】、【電動車いす】、【温水洗浄便座】の使用者等に対して、製品事故防止のための、以下の注意喚起を実施している。

【介護ベッド】

(1) 事故件数及び事例

介護ベッドに関して、平成23年度から平成27年度までの5年間に合計53件の通知があり、このうち、死亡事故が23件、重傷被害を受けた事故が13件発生している。

介護ベッドによる事故原因としては、ヘッドボードやサイドレール、ベッド用手すり（グリップ等）のすき間に体の一部を挟んだことによる事故が最も多く、30件発生しており、このうち23件が「死亡」、「重傷」といった重篤な事故となっている。

(2) 注意喚起事項

介護ベッドによる重篤な事故を防止するため、次の注意喚起を行った。

- ・介護者等は介護ベッドの各すき間を確認する。
- ・介護者等は介護ベッドを動かす際は、被介護者が体の一部を挟まないよう注意する。
- ・（すき間のあるまま使用しないよう）製品の組み合わせが適切か確認する。
- ・介護者やレンタル事業者は、JIS 不適合製品に対してはすき間への挟み込みの防止措置を施し、また、できるだけJIS 適合品へ交換する。

【電動車いす】

(1) 事故件数及び事例

電動車いすに関して、平成23年度から平成27年度までの5年間に合計28件の通知があり、このうち、死亡事故が15件、重傷事故が6件発生している。

被害を受けた65歳以上の使用者は26人となっており、うち、15人が死亡している。

電動車いすによる事故原因としては、乗車中に転倒、転落した事故が多く、12件（ハンドル形8件、ジョイスティック形4件）発生している。

その他「踏切内で列車と接触」したことによる事故が6件発生している。

(2) 注意喚起事項

電動車いすによる重篤な事故を防止するため、次の注意喚起を行った。

- ・走行中は路肩に寄りすぎない。
- ・体調不良時には運転しない。
- ・踏切の横断はできる限り避ける。

- ・急な坂道の走行や大きな段差の乗り越えは避ける。
- ・電動車いすの使い始めには十分な練習を行うほか、講習会に参加する。

【温水洗浄便座】

(1) 事故件数及び事例

温水洗浄便座に関して、平成23年度から平成27年度までの5年間に合計16件の通知があり、このうち、死亡事故が0件、重傷事故が5件発生している。

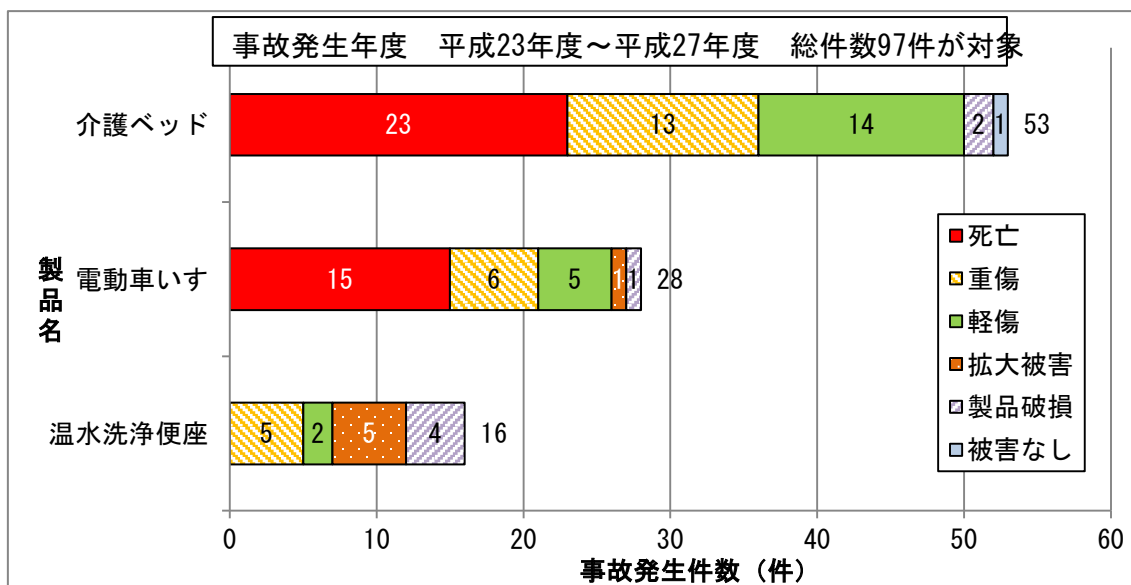
温水洗浄便座による事故原因としては、低温やけどを負ったもの（製品に起因しない事故）がもっとも多く、5件（重傷事故）発生している。

(2) 注意喚起事項

温水洗浄便座による重篤な事故を防止するため、次の注意喚起を行った。

- ・便座の温度調節を「低」か「切」にする。特に、80歳以上の高齢者など皮膚感覚が弱くなった方が、温度調節「高」の状態では長い時間触れると、低温やけどを負うおそれがあることから、温水洗浄便座を使用するときは、便座の温度調節を「低」にするか、または使用直前まで温めて、使用中は「切」にする。

＜平成23年度から平成27年度の製品別 被害状況別 事故発生件数＞



(6) 子ども関連事故の収集

平成24年度から平成28年度までの5年間に、合計81件の子ども（10歳未満）の製品事故がN I T Eに通知されている。平成24年度では19件であったが、平成28年度では8件と減少傾向であった。

<人的被害を伴う子どもの重大製品事故数の推移>

	H24	H25	H26	H27	H28	総計
死亡	1	2	2	0	0	5
重傷	15	12	9	22	6	64
軽傷	1	1	0	1	2	5
人的被害なし	2	2	1	2	0	7
総計	19	17	12	25	8	81

N I T Eでは、平成28年度2月に、家庭内で起きる乳幼児による思わぬ事故について、以下の注意喚起を実施している。

(1) 事故件数及び事例

N I T Eが収集した6歳までの乳幼児の製品事故のうち、家庭内において乳幼児の行動を伴って発生した事故は、平成23年度から平成27年度までの5年間に合計60件あった。

「家具（たんす）や電気製品（加湿器、電気ポット）などを倒してけが」が17件、「乳幼児が（ウォーターサーバーなどの）高温部に触ってやけど」が15件、「おもちゃなどを持った乳幼児が転んでけが」が10件、「製品（おもちゃなど）の部品をのみ込んだ」が5件、「いすから落下した」が3件、「製品（おもちゃなど）の隙間などに手指を入れてけが」が2件などと続いている。

(2) 注意喚起事項

家庭内の乳幼児の思わぬ事故を防ぐポイントとして、①家具や電気製品などで、乳幼児が思わぬ事故を起こす可能性があることを意識する。②乳幼児が転倒させたり、お湯・蒸気など高温部に触ったりする可能性のある家具・電気製品などは、あらかじめ手の届かないところに遠ざける。③おもちゃや歯ブラシなどを口にくわえたままにさせない。また、乳幼児が飲み込まないように、おもちゃの部品などが外れないことを確認する。④製品の取扱説明書で、安全な使い方、やってはいけないことを確認する。⑤リコール製品を知らずに使い続けていないか確認することを紹介した。

II章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

1. 経済産業省の取組

(1) 製品事故の再発防止に向けた取組

① 子ども服の安全性に関するJIS化の検討

子ども服の襟首部分のひもが遊具などに引っかかって起きる窒息などの重篤な事故を防ぐため、平成25年度に、JIS L4129（子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に付属するひもの要求事項）原案を作成した。

② リコール製品の周知について

リコール台数が多く、リコール未対策品の事故が再発している製品を紹介したリコールチラシを作成し、11月の製品安全点検月間時に関係企業・団体等に配布した。

(2) 重大製品事故調査の充実にに向けた取組

重大製品事故報告・公表制度により報告された重大製品事故については、経済産業省の指示により、NITEが原因究明のための技術調査を実施している。技術調査の結果は、リコール指導、規制強化、注意喚起等を行う際の貴重な情報として活用している。

平成23年度にNITEに対して、外部専門家の積極的活用による調査体制の強化、リスク評価による優先的な調査、調査プロセスの進行管理の徹底、消防との連携体制の強化等の要請を行い、調査の迅速化等に取り組んでいる。

① NITEによる重大製品事故調査の状況

平成28年度に経済産業省からNITEに調査を指示した重大製品事故の調査終了までに要した日数の平均は89日であった。

なお、調査期間が6ヶ月を超過したものが28件あり、このうち、他機関や事業者による調査に時間を要したものが23件、NITEの調査に時間を要したものが5件あった。

<重大製品事故の調査日数>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
平均調査日数	74日	79日	69日	73日	79日	79日	80日	89日

② 消防機関との連携

消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等を迅速かつ有効に活用し、消防機関とNITEとの連携及び情報共有の促進を図るため、平成23年

6月23日付けで、経済産業省からN I T E、消防庁から各消防署に対して、製品火災に関する情報提供の方法、連携スキーム、連携窓口の設置等を内容とする文書を発出し、連携強化を行った。

N I T Eでは、製品火災事故の事例研究会等を開催し技術的な意見交換を行いつつN I T Eの業務説明及び情報共有の依頼を行った。また、全国の消防機関への訪問やN I T Eと消防機関との合同調査の機会を捕まえて、更なる情報共有を依頼する等の連携強化を行った。なお、N I T Eと消防との合同調査が331件実施された。

2. 事業者等の自主的取組

(1) 関係事業者団体等による注意喚起等

① 家電製品のリコールの注意喚起について【経済産業省後援】

家電製品による事故の未然防止のため、平成28年9月、全国電機商業組合連合会が行う高齢者宅訪問事業に対して後援を行い、また消費者庁と連名で各市町村に対して協力の依頼に関する文書を発出した。

② 長期使用製品の注意喚起について【経済産業省後援】

長期使用製品による事故の未然防止及び長期使用製品安全点検制度の普及のため、平成28年6月、一般社団法人リビングアメニティ協会が執り行う第5回「住宅部品点検の日」シンポジウムに対して後援を行い、会場で長期使用製品安全点検制度に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。

(2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進

① オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

製品安全関連四法の遵守については、地方経済産業局、地方自治体及びN I T Eと連携し、立入検査等を実施しているが、近年インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のネット上での販売が増加。このため、平成24年6月に、ネット運営事業者（ヤフー、楽天、DeNA）、平成25年8月にAmazon.co.jpと協力体制を構築し、インターネット上での違反对応を実施している。

② 流通事業者団体等との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。リコール情報の提供等について、平成24年5月以降、大手家電流通懇談会（現大手家電流通協会）、全国電機商業組合連合会（中小家電）、日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会、日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、日本リユース機構、ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会と協力体制を構築した。平成28年度は社会福祉法人日本点字図書館と新たに協力体制を構築し、計11事業者・団体にリコール情報の提供等を行っている。

(3) 事業者による自主的取組の促進

① 事業者のリコールの実施を支援

事業者がリコールを実施するにあたっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」を策定し公表した（平成19年11月）。平成22年5月には、リコールハンドブックを改定してアフターリコール対策を充実させた。また、平成23年度には、リコールやアフターリコールに関する事例集を作成した。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。更に、情報通信技術や機器の発達とともにソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など消費者の情報通信手段の多様化や、製品の販売形態の多様化、小売事業者におけるプライベートブランド（PB）製品の取扱量の増加、輸入製品の増加などに伴い製品事故等対応やリコール対応における事業者に求められる役割が増大していることなどの社会情勢の変化に対応するため、事業者として必要な行動（アクション）の明確化や取組み事例の紹介やチェックリストを作成し、事業者の製品事故やリコールへの速やかな対応にむけてリコールハンドブックの改訂を行った。（平成28年3月）

② リスクアセスメントの普及・促進

製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「ハンドブック【第一版】（平成22年5月）」「ハンドブック【実務編】（平成23年6月）」を策定・公表し、事業者への普及を図っている。平成24年度には、ハンドブックの紹介リーフレットや重要なポイントを抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

③ 事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」を作成・公表（平成24年6月）。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

また、約2万件のリスク分析結果より、①危害シナリオが明確、②高リスク、③被害者が弱者、④リスク低減策が明確な事故を中心に100件を抽出し、危害シナリオを整理した「製品事故100選」を作成。事業者向けに製品の設計段階でのリスク低減策を提示し、リスクアセスメントのきっかけとなる情報を提供（平成27年6月）。

④ 流通事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成・公表した（平成25年7月）。平成25年度は、事業者向けセミナー等でガイドの周知を図った。また、ガイドの内容を参考として、以下の事業者団体がそれぞれの特色を踏まえ、主導的に個別ガイドブックを作成・公表した際には、全面的に支援し、経済産業省ホームページにおいても同時公表した（平成26年4月）。平成26年度は、事業者セミナー等でガイドを周知するとともに、流通事業者等のバイヤーがより安全な製品を調達する際のチェックリストを作成した。平成27年度は、事業者向けセミナー等でガイド及びチェックリストの周知を図った。

- ・中小家電販売事業者向け製品安全に関するガイドブック（全国電機商業組合連合会）

- ・通信販売業向け製品安全に関するガイドブック（公益社団法人日本通信販売協会）

- ・ホームセンター業向け製品安全に関するガイドブック（一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会）

⑤ 製品安全に係る人材育成

サプライチェーン全体で製品安全文化を醸成・普及させていくため、製品安全の実務を行う企業内人材に必要なコンピテンシー（経験・機能）の検討を実施した。また、初級・中級者を対象にした、製品安全に関する基礎的な内容のモデル研修を開発・実施している。平成28年度は、東京、名古屋、大阪で開催し、全5日課程で、延べ約490人が受講した。

⑥ 製品安全対策優良企業表彰

平成19年度から製品安全対策優良企業表彰を実施し、製品安全に対して積極

的に取り組む事業者を表彰している。受賞企業における製品安全への好取組事例については、パンフレットの作成や、表彰制度ウェブサイトへの掲載等を通じて紹介を行っている。なお、本制度の創設以降、112企業、10団体が受賞した。

【平成28年度製品安全対策優良企業表彰受賞企業】

＜大企業 製造事業者・輸入事業者部門＞

経済産業大臣賞	パナソニック株式会社 エコソリューションズ社
商務流通保安審議官賞	三協立山株式会社 三協アルミ社
優良賞（委員会賞）	ダイキン工業株式会社
優良賞（委員会賞）	株式会社ワコール



＜大企業 小売販売事業者部門＞

経済産業大臣賞	株式会社ニトリホールディングス
商務流通保安審議官賞	該当企業なし
優良賞（委員会賞）	株式会社カインズ

＜中小企業 製造事業者・輸入事業者部門＞

経済産業大臣賞	京都機械工具株式会社
商務流通保安審議官賞	三陽金属株式会社
商務流通保安審議官賞	有限会社鈴文
優良賞（委員会賞）	エビス株式会社

＜中小企業 小売販売事業者部門＞

経済産業大臣賞	該当企業なし
商務流通保安審議官賞	株式会社大一電化社
商務流通保安審議官賞	株式会社ダイワ
優良賞（委員会賞）	該当企業なし

＜特別賞＞

ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社
株式会社友和

3. 消費者に対する注意喚起

(1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起

重大製品事故報告や、非重大製品事故情報の調査結果等を踏まえ、事故防止の観点から、毎月N I T Eがプレス公表を実施し、消費者に注意喚起を行っている。N I T Eが提供した事故情報や事故の再現映像等は、マスメディアを通じて広く報道されており、平成28年度は、新聞に154回、テレビ等に170回取り上げられた。

＜平成28年度に実施したN I T Eの定期プレス公表＞

平成28年

- 4月28日 スマホ等及びその周辺機器の事故の注意喚起
- 5月26日 空気清浄機や除湿機による事故の注意喚起
- 6月23日 エアコンや扇風機の火災事故の注意喚起
- 7月28日 カセットこんろなど、キャンプ等で使われる製品事故の注意喚起
- 8月25日 はしごや脚立の転倒・転落事故の注意喚起
- 9月15日 高齢者の製品事故（介護ベッド、電動車いす、暖房便座）の注意喚起
- 10月27日 石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の長期使用による火災事故の注意喚起（「長期使用製品安全点検制度」による登録・点検）
- 11月25日 ストープによる火災事故の注意喚起
- 12月22日 照明器具による火災事故の注意喚起

平成29年

- 1月26日 配線器具等による事故の注意喚起
- 2月23日 家庭内で起きる乳幼児の思わぬ事故の注意喚起
- 3月23日 自転車の事故の注意喚起

(2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起

N I T Eは、消費者の誤使用・不注意による事故を防止するため、「身・守りハンドブック2016」を作成し、業務報告会、製品安全セミナーのほか、消費生活センターなどが主催する消費者を対象としたセミナー等で配布した。

(3) 製品安全セミナー、製品安全総点検月間における周知

製品事故情報や安全な製品の使用方法等について周知する消費者向けの「製品安全セミナー」を毎年全国で開催しており、平成28年度は、全国10ヶ所でセミナーを開催した。平成28年度末までの開催実績は計133回、参加人数は延べ約24500人となった。

<平成28年度製品安全セミナー開催実績>

開催地	参加人数
京都府宮津市	59
高知県香南市	100
石川県金沢市	109
北海道江別市	201
秋田県秋田郡	115
福島県南相馬市	84
静岡県裾野市	137
鳥取県東伯郡	70
青森県三戸郡	140
岡山県新見市	112
計	1,127

また、11月を「製品安全総点検月間」として、各経済産業局、NITE及び民間企業等と連携し、全国規模で製品安全の重要性を周知する活動を実施しており、平成28年度は、11月16日に「第11回製品安全総点検セミナー」を開催して、製品安全対策優良企業の表彰式を行うとともに、経済産業大臣賞受賞企業による講演を行った。

(4) 政府広報等を活用した注意喚起

経済産業省では、内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起を実施している。

＜平成28年度に政府広報等を活用して実施した注意喚起＞

平成28年

- 6月 音声広報CD ＜エアコン・扇風機の発火、火災に注意！＞
- 7月 インターネットTV ＜夏のレジャー製品に潜む危険！＞
- 7月 ラジオ番組内読み上げ ＜夏物家電の発火事故に注意！＞
- 9月 音声広報CD ＜子どもや高齢者の住宅設備事故を防ごう＞
- 9月 モバイル端末広告 ＜高齢者の製品事故に注意＞
- 11月 新聞広告 ＜製品安全月間＞
- 11月 音声広報CD ＜冬の製品事故に注意＞
- 12月 ラジオ番組内読み上げ、インターネット広告3件
＜大掃除で火事を防ごう・電気ストーブ火災に注意＞
- 12月 首相官邸LINE、内閣官房ツイッター
＜ストーブの使い方にご注意＞

平成29年

- 1月 モバイル端末広告、音声広報CD
＜ゆたんぼ等による低温やけどに注意＞
- 1月 インターネット広告 ＜冬の製品事故に注意＞
- 1月 テレビCM、ラジオ番組、音声広報CD
＜長期使用製品安全点検制度＞
- 2月 テレビ5分番組 ＜長期使用製品安全点検制度＞
- 2月 インターネット広告 ＜経年劣化による製品事故の防止＞
- 3月 インターネット広告 ＜電気製品購入時の注意＞

(5) 消費者教育（小学校高学年向け）

小学校高学年を対象にして、製品安全を確保するための、製造事業者、販売事業者、使用者のそれぞれの役割や、安全を示すマークの意味などを学ぶための教材を開発し、公表した（平成26年3月）。28年度は教材の普及を図るべく、全国5箇所の小学校でモデル授業を実施した。

4. 国際連携の状況・海外動向の収集

(1) 国際的な枠組みでの取組

平成22年4月、OECD・消費者政策委員会の下にワーキングパーティが設置され、各国のリコール情報を単一のウェブサイトを集約する等の検討が開始された。データフォーマット、使用言語、用語の整合性等の検討が行われ、平成24年10月19日、英語を使用言語とする米国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアが、各国の製品リコールの最新情報を英語で提供するグローバルリコールポータルサイトを立ち上げた。今後は多言語に対応したシステムに拡大する方向で検討が行われており、消費者庁において平成26年度中にグローバルリコールポータルサイトにリコール情報の提供を開始した。平成27年度には、OECD・製品安全作業部会において、オンラインでの製品の取引に関する議論が開始。平成28年3月には、電子商取引における消費者保護に関する理事会勧告を改訂し、公開にあわせて米国や韓国がおこなったプレスリリース等のプロモーション活動を紹介。平成29年4月に開催されたOECD製品安全作業部会では、経済産業省製品安全課が出席し、IoTに関する製品安全の問題について、経済産業省からIoTの普及が製品安全に及ぼす影響や製品安全規制を規律する法のオンライン取引への適用に関する論点についてプレゼンを行い、出席者間で活発な議論が行われた。また、リコールの有効性向上について、経済産業省からリコールの現状と課題、IoT等を活用した今後の取組についてプレゼンを行ったところ、各国から強い関心が示された。

(2) 多国間の枠組みでの取組

平成28年2月にワシントンDCで開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）総会では、NITEから、消費者から事業者へ通知される製品使用時のクレーム情報（異臭、異音等）を分析し事故に至る可能性を判断できるようなシステムの構築を検討している旨の報告を行った。

平成29年2月の米国（オーランド）で開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）において、NITEから、リスクアセスメントに対するこれまでの取り組みを報告。海外からは、スマートフォンのリチウムイオンバッテリー発火によるリコール及び調査結果、米国の玩具安全基準の改正などについて報告があった。

(3) 中国との取組

平成19年4月、経済産業省と中国AQSIQ（国家質量監督検閲検疫総局）との間で、製品安全の協力関係を構築する覚書を大臣級で締結し、これに基づき、平成23年度まで、毎年定期協議を開催した。現在は、NITEからCAIQを通じ

て中国製品にかかるリコール情報を提供している。

(4) 米国との取組

平成18年11月、経済産業省及びNITE、CPSC（消費者製品安全委員会）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。平成24年2月及び平成28年2月のICPHSO年次総会が開催された際にNITE理事長とCPSC委員長が会談し、今後の協力について確認等を行った。また、CPSCから得た米国リコール情報に基づき、日本国内での販売事業者が確認された製品にはリコール等の再発防止の取組の指導を実施している。平成24年7月には、CPSCが日本を訪問し、経済産業省とガスこんろやライターの安全規制について意見交換を実施するとともに、（財）ガス機器検査協会や産業技術総合研究所と意見交換を行った。平成25年9月には、CPSCが日本を訪問し、経済産業省と意見交換を実施するとともに、ライターの安全規制について産業技術総合研究所等と意見交換を行った。平成27年8月には、CPSCが経済産業省及びNITEを訪問し、平成25年度の意見交換を受けて策定された米国でのガスこんろの安全性確保のための基準案について報告が行われた。また、平成28年3月には、NITEにおいてCPSC職員1名に約1ヶ月の技術研修を行った。

(5) 台湾との取組

平成28年11月、公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）との間で、「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書」（「日台製品安全協力覚書」）の署名を行った。

本覚書は双方が、製品安全分野における安全の確保やリスクの低減を図るため、製品安全における協力関係を強化するよう努力し、交流協会は経済産業省及びNITE、東亜関係協会は經濟部標準檢驗局（BSMI）に対し、それぞれ協力を要請することが明記されている。具体的には（1）実務者による定期会合を、年一回程度、開催、（2）消費生活用製品の安全確保に資する技術に関する情報、双方の法令の運用や製品の標準化に関する情報、双方で流通している製品の重大事故やリスク評価、事故原因究明に関する情報等の共有、（3）双方が同意した場合には、実務者のための研修プログラムを策定し、同プログラムの実施を行う。

NITEは平成29年2月BSMIを訪問し、本局試験室の参観の他、製品安全議題について意見交換を行った。また、同年6月、BSMIは訪日し、NITEの試験設備を参観するとともに、覚書に関する議論に加え、製品安全に関する双方の政策課題等について、経産省及びNITEと意見交換を行い、第1回定期会合の開催時期（11月中に決定）や議題等について決定した。